

平成22年第3回葛城市議会定例会会議録(第2日目)

1. 開会及び延会 平成22年9月10日 午前10時00分 開会
午後 3時31分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	森 川 重 裕	市 民 生 活 部 長	森 田 源千代
都 市 整 備 部 長	石 田 勝 朗	産 業 観 光 部 長	大 武 勇 吉
保 健 福 祉 部 長	花 井 義 明	教 育 部 長	中 尾 知 好
上 下 水 道 部 長	正 田 貴 一	消 防 長	中 島 克比虎
会 計 管 理 者	安 川 登		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	吉 田 賢 二		

6. 会議録署名議員 8番 吉 村 優 子 9番 阿 古 和 彦

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	13	川 西 茂 一	ごみの分別について	市 長 担当部長
			パークゴルフ場の新設について	市 長 担当部長
2	4	春 木 孝 祐	子育て支援について	市長 担当部長 担当課長
3	7	藤井本 浩	新庄クリーンセンター残業問題と同運営改善 委員会の報告書について	市 長 副市長 担当部長
4	10	溝 口 幸 夫	市政運営の在り方について	市長
5	2	中 川 佳 三	機構改革の成果について	市 長 教育長 担当部長
			各種募集事項の結果について	市 長 担当部長
6	9	阿 古 和 彦	子ども若者育成支援事業について	市 長 教育長 担当部長
			百条委員会の最終報告をうけて行政の対応に ついて	市 長
7	18	白 石 栄 一	新庄商事による林地開発の現状と今後の対策 について	市 長 担当部長
			本市の人事機構及び職員等の労働条件等につ いて	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る9月1日の通告期限までに通告されたのは7名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。一般質問の方法は、6名の議員が一問一答方式を選択していただいております、1名が一括質疑方式を選択していただいております。一問一答方式の場合、まず登壇して、質問事項のみを発言していただき、その後、質問席に移っていただいてから、質問事項ごとに要旨と一問ずつの質問をしていただく方法でお願いいたします。質問回数に制限はありませんが、制限時間につきましては、従来どおり質疑、答弁を含めて60分といたします。一括方式におきましては、従来どおり1回目の質疑、答弁は登壇して行い、2回目からは、質問席及び自席からお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を行います。

まず最初に、13番川西茂一君の発言を許します。

13番、川西茂一君。一問一答方式で行われます。

川西議員 それでは、皆さん、おはようございます。公明党の川西茂一でございます。ただいま、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきますので、どうかよろしく願い申し上げます。

今回の質問は、ごみの分別についてでございます。特に最近多い、プラについて、また現在収集されております資源ごみの回収の状況について、またごみ分別のためのガイドブックの作成等についてお伺いさせていただきます。

もう1点は、小中学校におけます環境教育の取り組みについて、このことを質問させていただきたい、このように思っております。

次に、パークゴルフ場の建設について、現在に状況等について、お伺いをさせていただきます。

以上でございます。

なお、質問は質問席より行わせていただきます。

それでは、質問席より一般質問を行わせていただきます。

はじめに、ごみの分別についてお伺いいたします。その中で、最近特に多い家庭から出るごみの中のプラスチック製、包装容器について説明をさせていただきながら、私の考えも述べさせていただき、その後、一問一答方式で質問をさせていただきたいと思っております。

現在、稼働しております焼却炉の老朽化に伴い、新クリーンセンター建設に向けての検討段階に入ってきております。合併特例債を活用しての建設となります。大変に大きな計画であり、この機会を逃すと、市単独では不可能なプロジェクトです。地元の住民の方々の多大

なるご協力とご理解をいただき、無事に建設できることを心より願っております。

搬入するごみを少しでも少なくするためには、新クリーンセンターの建設の前から、市民の皆様にご協力をいただき、ごみの排出の抑制、資源化、効率化等を図るべきであると考えます。

そのためには、ごみの分別が必要であります。3月度本会議におきましては、家庭から出る生ごみを中心に質問をさせていただきました。今回は、家庭から排出されるごみの中に、最近特に多い、プラスチック製包装容器ごみ、プラについて質問をさせていただきたいと思っております。

議場内におられる方々もよく目にしておられると思いますが、四角い矢印の中に、カタカナでプラと表示された包装資材でございます。一例をあげますと、カップ類ですね。プリンとかヨーグルト、またアイスクリームとかインスタント食品、こういったものの容器でございます。また、ラップ類の中におきましては、納豆とかカップ麺、また肉、さなか等の包装フィルム、キャラメルやノートなどの包装フィルム、これもプラに含みます。また、プラスチック容器なんですけれども、たまごのケースとか、またのり、菓子の容器、またお茶とか豆腐等の容器の中にも、このプラスチック容器があります。またポリ袋類としましては、たばこのオーバーラップ、また米の袋、またお菓子の袋、ポリ袋等も数多くあります。これらをリサイクルすれば、立派な資源となります。

プラスチックの原材料の多くは海外から輸入をされております。製品化されたものを再び資源化し、新たな製品などの原料として再生利用することで、資源の再活用、これにつながってくると思います。

またそのために必要な方法として、3R運動の推進というのが重要になってくると思います。皆さんもよくご存じだと思わすけれども、すなわちリデュース、ものを大切に使うてごみを減らしていくという方法。例えばシャンプーのボトルの容器も再利用するという、また買い物の中には、マイバッグを持参して、レジ袋を断ってむだをなくすとか、余分の包装を断るということも1つのリデュースになります。また、リユースといいまして、繰り返して使うということですね。これは、家庭用品などでは、故障したら修理して長く使えるようにする。このことがリユースになると思います。それと、リサイクルです。資源として再活用する。また不要になったものを資源として分別し、再生品をまた買って活用する。この3Rが環境問題を考えていく上での、ごみ資源にかかわる問題を解決する大切なキーワードであると言われております。本市は、既に缶、瓶、ペットボトル、不燃物、新聞、大型ごみ等の分別は行い、曜日を決めて収集を行っております。ごみのリサイクルについては、ほんとうに意識の地域であると、私は思います。

しかし、今後の問題として、市民の皆様の協力をいただき、もっと多くのごみの分別を進めていくべきであると、私は考えます。

今回、提案をさせていただきましたプラスチック製包装容器、プラの資源化についてですが、私たちの生活というのは、数々の商品を購入し、それを消費することで成り立っております。食料品や日用品、また衣料品など、それらのほとんど全てに、容器包装資材が使われ

ています。消費されるたびに、ごみとして排出されるわけでございます。家庭ごみを中心として、一般廃棄物の中で、プラスチック製容器包装資材は、容積にして約6割、重さにして、2割から3割を占めております。6月の民生水道常任委員会でも、プラを集めた現物を見ていただきましたように、非常に多くて私も驚いております。このプラスチック製容器包装廃棄物の減量と再資源化の促進を目的につくられたのが、容器包装リサイクル法でございます。

この容器包装リサイクル法は、制定された背景には、現在使用している埋め立て処分地が近い将来満杯になり、新たな場所の確保が難しいという事情があります。使い捨て社会をどう変えていくのか。大量生産、大量消費、デフレ傾向、非常に便利な世の中になっていた今こそ将来のことを考えて、使い捨て社会を変革していくべきであると私は感じます。

プラスチック系ごみは、95%が包装容器資材であることから、包装容器リサイクル法は、プラスチックのリサイクルに大きくかかわる法律だと言えます。ほとんどの包装容器には、捨てるときは、住んでいる市町村の区分にしたがってください。このように明記されております。本市においては、現在、焼却処分をされています。容器包装リサイクル法上からは、何の問題もありませんが、非常に私はもったいないと思います。焼却することで、環境汚染にもつながります。焼却炉の近隣の方々にも、ごみを少しでも減らすことでご理解をいただくことが多々あると考えております。担当部長のお考えをお伺いいたします。

下村議長 森田市民生活部長。

森田市民生活部長 おはようございます。市民生活部長の森田です。

ただいまの13番、川西議員さんのごみの分別の中でも、特にプラスチック製包装容器、プラの資源化ということについてのご質問に対してお答えさせていただきます。

平成7年に制定されました容器包装にかかる分別収集、及び再商品化の促進等に関する法律、通称容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用などを通じて、資源の有効活用の確保を図ることを目的として制定され、容器包装の定義を、商品を入れる容器及び商品を包む包装であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるものというふうに決めております。

川西議員ご提案のプラスチック製容器包装の対象となるものは、一例としてあげていただきましたとおり、袋、ラップ類、トレイ、パック、カップ類、ボトルチューブ類、ふた、その他に分類され、平成12年から容器包装リサイクル法の対象となっており、四角い矢印の中に、カタカナでプラという、その他プラスチック製容器包装識別マークがついております。

本市の現状としましては、議員さんご指摘のとおり、プラは焼却処分を行っているのが実状でございますが、今後の方向といたしましては、容器包装リサイクル法の目的に沿うように、新しくごみの分別にプラを加え、リサイクル対象品として収集ができますように、検討を重ねていきたいと思っております。そして、プラの分け方、出し方などのルールを確立させて、燃えるごみの中から、それらをなくし、燃えるごみの減量化を図り、焼却場の負荷を少なくする方向に進めたいと思っております。

そのためにも、市民の皆様に対しましてごみ排出方法の啓発啓蒙をなおいっそう推進してい

かなければならないと認識しております。

以上、回答とさせていただきます。

下村議長 川西茂一君。

川西議員 今、担当部長からご答弁をいただきました。リサイクル対象商品として、収集ができますように検討を重ねてきた、このように思っておるといふご答弁でございました。燃えるごみの減量化を図るといふこと、また焼却場の付加を少なくするといふこと、これは非常に大事なことだと思えます。そういった点では、ぜひ1つこの方向に進めていっていただきたい。このように思っております。

続いて、担当部長にお伺いたします。本市が既に収集しておりますペットボトル、瓶、缶の昨年度の実績がわかりましたら、お願いしたいと思います。

下村議長 森田市民生活部長。

森田市民生活部長 はい、ただいまのご質問の昨年度のペットボトル、瓶、缶の実績ということでございますので、報告をさせていただきます。新庄、當麻、両クリーンセンターを合計しましてでございます。ペットボトルにつきましては、70トン、瓶につきましては、268トン、缶につきましては、143トンというような実績になっております。

以上です。

下村議長 川西茂一君。

川西議員 ご丁寧なご答弁ありがとうございます。それに伴いましてですが、この収集量は、年々増加しておりますか。それとも減少しておりますか。お尋ねします。

下村議長 森田市民生活部長。

森田市民生活部長 その前の年と一応比較させていただきますと、増えておるかというご質問でございます。ちなみに、20年度におきましてはペットボトルは71トン。缶、瓶、21年度が今言いました411トンでしたけれども、その前年は、缶、瓶合計いたしまして、415トンということで、大体横ばいというふうな形で進んでおるのが実状でございます。

以上でございます。

下村議長 川西茂一君。

川西議員 わかりました。横ばいという状況であるということでございますね。

次に使用済みの天ぷら油、これを回収して、バイオ燃料として使用している事業があります。植物性廃食用油を精製したバイオディーゼルエンジンにより排出されるCO₂は、非常に少ないということでございますけれども、この点の量もわかりましたらお願いいたします。

下村議長 森田市民生活部長。

森田市民生活部長 使用済みの天ぷら油等の、いわゆる廃食用油の回収ということでございます。平成20年度より、この回収をスタートしておりまして、現在、菜の花バイオマスプロジェクト会議というところが、その収集をボランティアで行ってくださっております。市内の回収拠点といたしましては、市役所の両庁舎、新庄、當麻両商工会の支所、JAならぬ新庄、當麻両経済センター、それと東室の読売新聞の販売所、それから、北花内の梨本商店、山口のラッテたかまつの9カ所で、大体月平均160リットルを収集しております。ちなみに、平成20

年度は、7月から回収を開始したわけでございますけれども、1,600リットルを、また平成21年度は、1,750リットルを回収させていただきました。

以上でございます。

下村議長 川西茂一君。

川西議員 天ぷら油の廃油の回収についてのご答弁をいただきました。現在は、収集車に燃料として導入をされているというふうに聞いておりますけれども、まだまだ量的に少ない状況であるというふうに感じます。特に、集めている場所の缶の置いているところが9カ所ということで、やはりもっとこの場所を広げて、市民の皆様にもご協力をいただいて、この天ぷら油の廃油を回収していただきたい。このように思います。

特に、この油で車を走らせることによりまして、大気中のCO₂の増加をさせないというふうにされているということで、非常に環境汚染にもつながってまいります。やはり、ぜひ、この天ぷら油の回収等もこれからしっかりと力を入れてやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、教育部長にお伺いをいたします。本市におけます小学校、中学校における環境教育について、どのようにされておられるのかお伺いさせていただきたいと思っております。

下村議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 教育委員会の中尾です。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまご質問のありました小中学校における環境教育について、ご答弁させていただきたいと思っております。小中学校における環境教育といたしましては、まず教科教育の中で実施されております。小学校につきましては、その一例をあげますと次にとおりであります。3、4年生の社会科では、廃棄物の処理と自分たちの生活とのかかわり、節水、節電なので省資源。5年生の社会科では大気汚染、水質汚濁、森林資源の育成や保護に従事する人々の工夫や努力、環境保全のための協力の必要性を。6年生の理科では、生活と環境とのかかわり、これ以外に小学校では、生活、家庭科、総合的な学習の時間でも、環境教育がさまざまな方で、取り上げられ、環境が私たちの生活と切っても切れない重要なものであり、それを保護・保全しようとする態度の育成が図られております。また、国語や算数といった教科におきましても、環境を題材とする教材が用意されております。小学校では、市のクリーンセンターへの社会見学、県の行う森林環境教育への参加などの学習も行っております。また、中学校の教科学習につきましても、小学校と同様に、各教科の学習で環境教育を重視しております。

以上で、答弁とさせていただきます。

下村議長 川西茂一君。

川西議員 学校教育におきましても、いろいろと教育をなさっているということをお聞きしました。特に、廃棄物の処理と自分たちの生活のかかわり、大事なことだと思います。また、家庭とか生活の総合的な学習の時間でも、環境教育というのを取り上げられておるといふふうにしております。ぜひ1つ小さい頃から、こういった教育をしっかりとやっていただきたいと思っております。

小学校では、市のクリーンセンターへの社会見学ということを行われたそうですけれども、

このときの児童の話というのは、どんなことがありましたか。お尋ねします。

下村議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 小学校4年生を対象に行っておりますが、現地へ子どもたちが行きますと、まずおいのきつさに驚いております。ただ、燃やす火力、そういうのを見て、やっぱりびっくりしているというのが現状であって、煙突等の高さにもびっくりしておられるというのが、その見学に行かれた人の、子どもの驚きというのが感じられました。

下村議長 川西茂一君。

川西議員 今、臭いということが出ましたですけども、ほんとうにこの臭いというのは、特にこの生ごみということになると思うんですけど、3月にも一般質問をさせていただいておりますように、生ごみが自分とこで処理ができるようになれば、この問題もある程度解決できるのではないかと、このように思っております。ありがとうございます。

じゃ次に、市長にお伺いいたします。近隣では、大和高田市が平成15年度よりプラの回収事業行っておられます。公共施設には、常時エコバッグを設置し、毎週月曜日、木曜日に回収、そして集合住宅には、隔週なんですけども、月2回の回収、この回収の前日には、エコバッグを設置されております。施設の管理者及び住民の皆さんのご協力をいただきながら、年間約145日の収集業務を行っておられます。収集は、シルバー人材センターに委託をしております。これは、車両持ち込みで、2人体制で行っておられます。また、分別の業務は、育成福祉会に委託をされて、クリーンセンターの中で行っておられるという状況でございます。

その結果、平成20年度の実績なんですけれども、集めたプラは64.85トン、金額にしまして133万2,000円の歳入があったということです。焼却するということで、公害にもつながりません。また、地球温暖化にもつながってまいります。また、分別収集することによって、収入となるということになっております。

市長のご見解をお伺いします。

下村議長 山下市長。

山下市長 川西議員の質問にお答えをさせていただきます。我々の日常生活の中から、排出されるごみというものは、大きくわけて可燃、不燃、また粗大ごみ、資源ごみと大別をされるわけですが、特に、資源ごみというものは、再生資源として、リサイクルされるために、種類ごとに分別回収する必要があると思います。

また、回収した後の処理業務も、それぞれの資源ごみとは異なっておるわけでございます。現在、資源ごみの収集から処理まで、新庄地域の方では、民間業者がそれに当たっております。また、一方、當麻地域では、一部資源ごみを除いて、職員がリサイクルセンターで当該業務をこなしておるわけでございます。今、川西議員さんをご質問で一例として示されたような大和高田市のような委託形態もあるわけでございますけれども、当市においては、議員さんご承知のとおり、新焼却炉の建設とリサイクルセンターの増築というものを計画しております。この事業が、現在進行中ということでございます。これが完成をし稼働することになりますら、現在2カ所で勤務している職員が1カ所に集結することとなるわけでございます。

また、収集するごみの種類や分別方法、その回収方法と処理方法などがそれぞれ異なっておったものが、1つの統一の形態をとるといふ形になるわけでございます。そのため、新施設が稼働するまでの間に、これらの業務の中で職員が直営で実施をするもの、また民間業者に委託する方がいいものなど、いろいろと多角的に検討をさせていただくということになります。

どのような運営にするのが最適な方法か検討する中で考えていきたいというふうに思います。また、資源ごみの中の有価物の売却による市への歳入ですね。これについても、より有利な方法で売却できるシステムをその中で考えてまいりたいというふうに思います。

下村議長 川西茂一君。

川西議員 市長よりご答弁をいただきました。ご答弁の中にもありましたように、収集するごみの種類や分別の方法、また回収方法等が一新されるということお話しがありました。ほんとうに職員の業務の内容の1本化もできるということですので、ぜひその新焼却炉がごみを分別するチャンスであると思います。ぜひ、前向きにとらえていただきたいと思います。そのためにも、私、こんなことが必要ではないかと思っておりますので、再度市長にご見解をお伺いしたいと思っております。

最近、朝夕は、少しずつ涼しくなってきましたが、まだ毎日非常に暑い日というのが続いております。気象庁の記録を取り始めて、113年間で一番気温が高かったのは、ことしであるそうです。今後も、こういったことが繰り返されるということが予測されるとの発表がありました。地球温暖化防止に早急に取り組む必要があると考えます。

特に、小さなことから、また少しでも自分たちからできることからやるべきであります。そのためにも、主としてはっきりとした方針を明確に打ち出す必要があるのではないのでしょうか。私は、ごみを削減するための基本は分別にあると思っております。リサイクルを進め、ごみを徹底的に減らす。そのためには、市民の方々にわかりやすい冊子等を作成すべきであるというふうに思います。

先日、委員会で、研修で千葉県の印西市に行ってまいりました。そこでは、こういったパンフレットを作成されておりました。これは、子どもさんもよくわかるように書かれたものでした。また、ビデオも作成されておまして、そのビデオを貸していただけませんかというような話が出たんですけど、ほんとうにきちとした形で説明をしております。また、広陵町なんですけれども、ごみ分別ガイド、こういった立派なものが、保存版なんですけれどもできています。また、ごみカレンダーといいまして、こういったきちとしたカレンダーもできあがっております。

1つ、こういったことを、もちろん子どもさんのときからそうなんですけれども、市民の方全員に意識の高揚を図っていただくということが、非常に大事なことはないかと思っております。この点、市長はどんなふうにお考えになっておられますか。ご見解をお伺いします。

下村議長 山下市長。

山下市長 川西議員の質問にお答えをさせていただきます。まさにおっしゃるとおりであると思っております。現在、先ほども申し上げましたとおり、新庄地域また當麻地域において、収集するごみ

の種類がことなっている状態でございます。新炉建設事業が進行中の現在、両地域における収集ごみの統一や、新たに追加する資源ごみなどを十分に検討するとともに、市民の皆さんに徹底したごみの減量化と資源化をお願いするためにも、適正なごみ分別をわかりやすく解説し、あわせてごみを減量するためのごみガイドブックを作成し、全世帯に周知することも視野に入れながら、今後の早急な課題として取り組まなければならない問題であるというふうに認識をいたしております。

このような形で、市内のごみ分別が進み、今までの新庄地域、當麻地域でばらばらであった収集品目が統一をされるということになりますと、今までの燃えるごみが資源ごみにいう形で収集されるということにもなり、これが燃えるごみの減量化と焼却炉の延命にもつながるわけでございます。

また、このような収集ごみの統一体制ということができると、今まで年度当初に両地域に別々で配付をしておったごみ収集のカレンダー、これが統一のカレンダーで配付をできるということにもなり、市民皆さんの利便性を高めることにもなるというふうに思いますので、ごみ新クリーンセンターが建設をされるまでに、それができるように、私どもも努力をしてまいりたいというふうに思います。

下村議長 川西茂一君。

川西議員 私も全く同じ意見です。市長のご意見の中にもありましたように、どうか1つ早期に実現できるようにご努力をしていただきたいと、このように思いますので、よろしく願い申し上げます。

実は、私も先日、家庭用の電気生ごみ処理機というのを、購入させていただきました。現在使用しております。この処理機の中に、朝晩生ごみの入れる役目しております。何か、動物を飼っているというような感覚で、えさをやってやらないかなというような感覚でやっておるんですけど、1日約500から600グラムの生ごみを投入しております。4カ月間でするので、トータル60キロぐらいの生ごみを投入した計算になります。

1週間ほど前なんですけども、先日、かすを取り出したんです。そうしますと、約3キロぐらいありました。ということは57キロが処理されているということなんです。ほとんど、じゃない、堆肥も全く出ませんでした。私とこ、屋外に設置をしておるんですけども、この猛暑の中、全く臭いもなく喜んでおります。少しでも、地球温暖化防止に役立つことができたのではないかとこのようにして喜んでおるんですけども、ぜひ1つ、これからのごみ処理という問題でも、この点についても、お力添えをいただきたいとしますのでよろしく願いします。

それでは、次に移らせていただきます。最後になりますが、パークゴルフ場の施設の建設についてお伺いさせていただきたいとします。これは、平成21年度6月の本会議でも一般質問をさせていただいております。今回で3回目の質問となります。市長からは、設置場所の問題、特に広い場所がない。また費用の問題等について、検討しながら考えていくとのご答弁をいただいております。現状の状況について、担当部長にお伺いいたします。

下村議長 教育部長。

中尾教育部長 13番、川西議員さんのご質問のパークゴルフ場新設について、また現在の状況について答弁させていただきます。パークゴルフ場新設についてのお尋ねであります。3月でご質問をいただいた後、教育委員会といたしましても、改めて情報収集や検討をさせていただきました。まず、県下地方公共団体経営のパークゴルフ場といたしましては、平成14年度に9ホールでオープンした大淀町パークゴルフ場があります。同ゴルフ場は、その後9ホールを追加整備され、平成22年度に増設地もあわせて、1万5,300平方メートルのコース、面積となり、規定どおり18ホールでリニューアルオープンされました。また、広陵町パークゴルフ場は、曾我川河川敷を利用したコース面積1万3,000平方メートルで、今期10月ごろに18ホールでオープン予定と聞いております。民間のゴルフ場につきましては、大和郡山市の奈良ニッタの森パークゴルフ場があります。こちら18ホール、コース面積1万4,900平方メートルとなっております。

県内の3つのパークゴルフ場の状況は以上であります。18ホールの場合は、少なくとも1万3,000平方メートルの用地が必要となります。もしハーフということでも、9ホールにいたしますと、6,500平方メートルが必要となってきます。葛城市が保有する土地を幾つか調べてまいりましたが、それに見合う広さの土地は見出すことができませんでした。どうか、ご理解のほどよろしく願いいたします。

下村議長 川西議員。

川西議員 ご理解と言われてもちょっと難しいですけど。いずれにしましても、教育委員会として改めていろいろな形で情報収集をしていただいと、感謝申し上げます。

特に、葛城市の保有する場所というのは、ほんとうに大きな場所というのは少ないかもしれませんが、いろいろとご検討していただきたいと思っております。

私も先日、この秋にオープンする予定の広陵町のパークゴルフ場の建設現場に行ってきました。もうちゃんとできておましてすばらしい、こういった形のゴルフ場ができておりました。受付棟とか駐車場、またトイレ等もできて、コース内の芝生もほんとうに青々としていました。あと少しで、オープンできる状態でありました。広陵町の職員さんの話では、葛城市の市長に研究するように、勉強するようと言われて、指示を受けて勉強にきているというお話をされておりました。

本市も、高齢化率が21.6%になりました。今後ますます上がっていきます。そのためにも、健康寿命、これをのばす施策が必要でないかと思っております。高齢者の方々というのは、元気で長生きして頂くことで、国保の負担減にもつながります。ご存知だと思いますけども、長野県が全国で1番長寿で元気な方が多い県であるそうです。その理由の1つに、毎日、何かすることがある。目的があるということをおげられております。非常に、私、この辺は大事なことだと思っております。パークゴルフ場は、若い方もやっておられますが、高齢者の方々の健康の増進、また生きがいづくりを目的とした事業と位置づけていければというふうに思っております。

本市には、福祉総合ステーションがあります。私は、葛城市の、これは宝物だと思っております。近隣の市町村のどこにも負けない、ほんとうにすばらしい施設です。この葛城市の

この施設を、葛城市の福祉ゾーンと位置づけるべきであると考えます。ゆうあいステーションにはバスも運行されております。また、おふろもあります。食事もできます。この周辺にパークゴルフ場が建設できれば、相乗効果も大いに期待できるものと思います。

市長のご見解をお伺いします。

下村議長 山下市長。

山下市長 ただいまの川西議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、教育部長の方から答弁をいたしましたように、近隣の、県内のパークゴルフ場の状況を見ますと、約1万3,000平方メートル以上もの土地が要するというので、川西議員からご質問いただいた前回ですね、いただいた後にすぐ市内の各施設や、また先ほどおっしゃっていただいたように広陵町の新しいパークゴルフ場のところに調べに行っていこうということで、行かせましたけれども、なかなかこの現在の市の保有地の中で、ハーフであっても、建設することは、今の段階で難しいやろなという答えが、今部長が答弁をさせていただいたところなんですけれども、ただ今川西議員がおっしゃっていただいたように、高齢化率が進む、そのお年寄りの福祉の増進のためということも1つの目的としてあるのであれば、すぐにというわけにもいきません。利用状況も競技人口がどれくらいあるのか、また、それを設置をして、どれくらいの費用がかかるのか、さまざまなことを検討しながら、すぐにこれはだめだということではなく、住民の福祉の増進という目的であるならば、1つ検討もしていかなければならないのかなということも考えております。

いつの段階でということ、申せませんし、必ずやりますということも申せませんけれども、検討してまいりたいということだけお答えをさせていただきたいというふうに思います。

下村議長 川西茂一君。

川西議員 市長をはじめ、担当部長からご答弁をいただきました。今すぐに答えを出せないというお返事のごようでしたですけれども、市長のご答弁の中、また担当部長のご答弁の中にもありましたが、どうも広い土地ということ、常に頭においていらっしゃるように思います。もちろん広い土地があったほうがいいことは間違いありませんが、最初から18ホールでもなくて、ハーフに9ホールからスタートしてもよいというふうに思うんです。

現に大淀町のパークゴルフ場は、最初は9ホールからスタートして、状況を見た上で、非常に多いということで、18ホールに変更されたという経緯もあります。そういった点からしっかりとお願いをしていきたいと思っております。

それから、もう1点、担当部長からのご答弁にもありましたように、生涯学習課だけが現在、担当課となっております。事業の内容からしまして、私は、高齢福祉課また都市計画課、また社協とも関係しているというふうに考えられます。どうか職員のこれから先、やはりそういった特に横の連携というんですか。そういったこともしっかりやっていながら、やっていただきたいと思っております。

平成22年度の予算を見ますと、国保、介護、後期高齢者医療を合わせた予算が、一般会計の予算の約半分を占める状況になっております。これは、皆さんもご存じだと思います。こ

れが、今後ますます膨らんでいくということが予想されます。少しでも、削減できる政策を実行すべきではないかというふうに考えております。

何遍も申し上げますけども、高齢者の皆様は健康で長寿を願っておられます。元気で毎日過ごしていただくことが、医療費の削減にもつながっていくのではないかというふうに考えております。

パークゴルフ場の建設につきましては、生涯学習課だけではなく、関係のある各部署が協議・検討していただくことを強く要望していきたくと思います。また、そのためには、各部署をまとめる中心者というのが、私は必要ではないかと思っております。この役をぜひ、副市長にお願いいたしまして、要望を終わらせていただきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

下村議長 川西茂一君の発言を終結いたします。

次に4番、春木孝祐君を許します。

4番、春木孝祐君。一問一答方式で行われます。

春木議員 日本共産党の春木孝祐でございます。私は、子育て支援について、きょうはご質問をさせていただきます。具体的には、質問席の方でやらさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

最近、児童虐待あるいは子育て放棄など痛ましい事件が多く報道され、深刻な社会問題となっております。その原因はさまざまであり、子育て支援サービスも物心両面にわたって、さまざまなきめ細かいサービスが必要となっております。

葛城市では、「葛城にいだかれ親も子も笑顔で育つまちづくり」。これを基本理念にし、次世代育成支援行動計画が平成17年にスタートしております。そして、5年間の前期の計画を評価して、後期計画がこの3月に策定されたところでございます。

平成22年、ことしから26年度の5カ年の間に実施すべき施策を5つの基本方針の中で、それぞれ具体的にたくさんな取り組みがあげられ、そして、それを担当する課も具体的に規定をしております。

きょう、私は、多くの取り組みが示されている中で、3つの課題、1つは公園、広場などの整備、2つ目は、子育て支援センターの充実、3つ目は、保育所施設の整備。この問題を取り上げて質問をさせていただきます。

最初に、公園、児童公園、身近な公園、いろんな言い方があるのですが、その設置計画について、質問をさせていただきます。

ことしの3月議会、そして6月議会、この一般質問で、私は当市が持っておりますマスタープラン、緑の基本計画、これらの具体化の観点から、児童公園の設置について、質問をいたしました。児童公園の非常に少ない地域の具体的な例も示し、設置計画を策定するように求めました。3月の議会では、緑化重点地区を設定して、小さな子どもたちが安全でのびのび遊ぶことのできる施設を提供することを目指したいとの積極的な答弁をいただきましたが、6月には、国の補助金制度が、緑化重点地区総合整備事業から温室効果ガス吸収源対策、い

わゆる地球温暖化対策に関連する対策として事業名が吸収源対策公園整備事業に変更になった。ですから、簡単に言えばあてにした補助金ではいけなくなった。この補助金の具体的な交付要綱が、この7月には制定されるので、それを踏まえて地区の設定や整備計画の策定業務の委託を発注したいというご答弁でございました。

今後の児童公園設置計画は、どんなふうになっていったか、まずご答弁をお願いしたいと思います。

下村議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 それでは、それでは、春木議員の子育て支援の中で、公園の設置状況はどういうふうになっておるんだということにつきましては、ご答弁を申し上げたいと思います。

確かに、今、春木議員、ご質問がございましたように、本年3月議会並びに6月議会におきまして、この公園ということについて、ご質問をいただいております。特に、22年度予算につきましては、緑化重点地区設定業務委託料ということで、予算も計上してありますので、こういったことについてご質問をいただいております。

整備の計画に当たりまして、補助金制度が変わり、その補助金交付要綱が7月になり、整備計画の策定業務は、それ以降になりますとご答弁を申し上げます。要綱の方は、7月上旬に市の方に届きました。これにつきましては、7月30日に計画策定業務を発注をいたしております。要綱では、吸収源対策公園緑地事業となること。緑の基本計画は、策定済みであること。近畿圏整備法に規定する既成都市区域、近郊整備区域であること。以上の要件を満たし、合計5カ所以上の緑化を行うこととされております。

また、1カ所あたりの面積は、500平米以上、高木を含む緑化率は80%以上、以後都市公園として管理すること、また総事業費が2億5,000万円以上となることなどが定められております。今後、提出までに設置箇所等につきましては、要望が出ている箇所、公共、公益施設において、緑化の必要とする区域を見直してまいりたいと思っております。ただ今回の要綱につきましては、用地の取得につきましては、3分の1の補助率、それから遊具等の補助率につきましては、2分の1の補助率となっておりますので、財政面を十分考慮した上での計画としてまいりたいというふうに思っておりますので、今後、こういった点につきましては、十分留意しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

下村議長 春木孝祐君。

春木議員 今、ご答弁をいただいたのですが、簡単に言いますと、この身近な公園ですね。児童公園、これは、今までご報告いただいております実態から見ますと、もちろん広さ的には、500平米以上のものもありますし、またそれ以下のものもたくさんあると思うんです。具体的な要綱の中身は、どう、かかわっていくかわかりませんが、実際に児童公園というのは、この計画の中で設置できるのでしょうか。

下村議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 今回まあ、先ほど、ご質問の中にもありましたように、温暖化を防止するための吸収源対策ということになっておりますので、内容につきましては、可能という判断をし

ております。現在、要望なり、また市の方で必要であるうということにつきましては、現在、5カ所の、一応選定は、作業は終わっているんですけども、当然、先ほども申し上げましたように、提出までには見直しを加えていきたいと思っております。

以上でございます。

下村議長 春木孝祐君。

春木議員 ありがとうございます。もう新しい補助金では、設置ができないんじゃないかと非常に心配しておりましたが、その危惧はなくなったということで、安心をしているんですが、現状について、改めて確認をさせていただきます。

私が3月の議会でいただきました公園の設置状況についての資料がございます。旧の當麻地区について、少し整理をしてみました。身近な公園である街区公園というのは、35カ所に設置をされております。そのうち、整備手法として、単独ということで整備されたものが19カ所、開発によるもの、宅地開発で設置されたということだと思います、15カ所。都市計画によるものが1カ所というふうになっており、使用が具体的に開始された年は、一番新しいもので平成13年。ほとんどが昭和50年から平成のはじめにかけてなされております。

また、二上山ふるさと公園、木戸池公園、尺土ふれあい公園など、近隣公園が9カ所があり、6カ所が単独で整備され、開発によるものは、イトーピア内にある3カ所でございます。これも使用が開始された年は、平成14年が最も新しく、多くは平成になってからつくられております。

このように、旧當麻地区では、相当数の公園が整備されていると言えますけれども、合併になって、市街化地域がふえたにもかかわらず、身近な公園がつかられていないということも指摘できると思います。

以前にも申し上げましたが、ミニ開発が進んで、子どもが非常にたくさんふえた、私が住んでおります当麻寺駅から、バイパスや山麓線の間には、公園が1つもない現状でございます。ぜひ早急な設置を改めて望みます。

それともう一つ、公園にかかわって、葛城市が定めております条例は、経過もあるんでしようけれども5つもございます。具体的には申し上げませんが、管理も複数の課にまたがっていると思います。ぜひ整理統合されて、合理的な管理をお願いしたいと思います。

では、次に移らせていただきます。

子育て支援センターの充実についてお尋ねをいたします。まず、現在葛城市支援センターを中心として行われております実施の中身について、ご説明をいただきたいと思っております。

下村議長 花井保健福祉部長。

花井保健福祉部長 4番、春木議員のご質問でございます子育て支援センターの事業の内容について、答弁をさせていただきます。

平成19年4月に開設いたしました新庄健康福祉センター内の子育て支援センターと磐城、當麻の両児童館及び、當麻文化会館音楽室での未就園児と保護者を対象といたしました、週3回のつどいの広場を開催させていただいております。各広場では、10組から30組程度の親子が参加し、いろいろな遊びを経験したり、親同士が仲間づくりをされております。お話を

童謡を楽しむ日も設けております。また、同じ年の親子の集まりと交流を目的といたしまして、1歳児、2歳児の親子を対象にしました年齢別のつどいを、集団経験の必要性を伴う支援といたしまして、3歳児の親子を対象といたしました教室キンダーランドを実施いたしております。それ以外にも、子育て講演会、親子ふれあい遊び、2歳児対象の親子クッキング教室を実施しております。これらの事業の参加のべ人数は、平成20年度には、1万3,523人で、平成21年度は、新型インフルエンザの流行により児童館を閉鎖したり、感染を恐れて外出を控えられた影響もございまして、1万53人ございました。

また、支援センターの重要な役割といたしまして、子育てに関する相談業務がございます。これにつきましては、家庭相談員がつどいの広場や教室に出向きまして、お母さん方の相談相手をさせていただいております。年間120件あまりの相談がございます。支援センターに職員によります相談や、電話による相談も受け付けております。

また、子育て情報の提供といたしましては、支援センターが制作した葛城市の子育て支援情報誌、葛城っ子の配付、広報誌への掲載、それと支援センター、両児童館の情報コーナーを設け、サークル情報、おでかけ情報、子どものかかりやすい病気の情報、県からの情報等を提供しております。

以上、答弁とさせていただきます。

下村議長 春木孝祐君。

春木議員 丁寧、説明をしていただきましてありがとうございます。今のお話の中で、現在の新庄健康福祉センター内にある子育て支援センターは、平成19年4月に開設されたとのことですが、その前は、當麻児童館にあったと聞いております。センターの設立事業、人員などの経過について教えていただきたいと思っております。

また、現在実施されている諸々の事業では、1万3,000人以上が参加されておりますが、今後の見通しは、どのように考えておられるのでしょうか。これもあわせて、ご答弁をお願いいたします。

下村議長 保健福祉部長。

花井保健福祉部長 再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

子育て支援センターの経緯でございます。平成19年4月から新庄健康福祉センター内において実施する、以前につきましては、平成17年度におきましては、磐城、當麻両児童館で週1回のつどいの広場を開催させていただいております。

平成18年度には、磐城、當麻両児童館と新庄健康福祉センター内で、週1回のつどいの広場と、磐城児童館で月1回の年齢別の教室を、両児童館の職員につきましては、6名が互いに協力し合いながら実施させていただいております。

また、ご質問も今後の見通しでございますが、後期計画のアンケート調査の結果では、支援センターを利用したいと思っても、実際には利用できていない方も多いようでございます。必要とする人が1人でも多く利用できるように、開設場所や事業の内容を今後さらに検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

下村議長 春木孝祐君。

春木議員 今、ご答弁いただいたところによりますと、さらにこの事業を発展していくために、さまざまな公共施設を利用していくということでございます。

そういうことが、具体的な子育て事業をなしているという上で、まず、葛城市総合計画の政策目標には、子育てと仕事が両立できるようにする重点事業として、老朽化した保育所の整備と、子育て支援センターの整備があげられており、新市建設計画では、磐城第二保育所を建てかえ、センターを併設するとなっておりますが、これらのことと関連をしているでしょうか。

下村議長 花井保健福祉部長。

花井保健福祉部長 葛城市総合計画並びに新市建設計画との関連でございます。葛城市総合計画の政策目標の老朽化した保育所の整備と、支援センターの整備と新市建設計画での磐城第二保育所の建てかえ、センターを併設するとの関連につきましては、新市建設計画に基づいた総合計画でございますので関連がございます。

今年度から手がけております磐城第二保育所の関連につきましては、この計画に基づいたものでございます。また、支援センターの保育所に併設することにつきましては、支援センターの事業が十分に果たしきれるか、現在実施しているつどいの広場や、子育て教室には、たくさんの親子の皆さんが参加していただいております。

保育所の子育て支援と子育て支援センターでの子育て支援は、趣旨が若干違うことや、保育所の保育時間中に子育て支援事業をすることになりますと、人の出入りが頻繁となり、保育園児の安全確保も困難となり、また小さい子どもを連れてくるので、車で来る人はほとんどであるため、駐車場の確保が必要となってくる等課題がいろいろあると思います。

したがって、支援センター事業につきましては、子育て中の親子が利用しやすい身近な場所として、児童館等市内の公共施設を利用しながら展開していき、平成26年度までには、よりよい方法を検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

下村議長 春木孝祐君。

春木議員 今、ご答弁をいただきましたが、平成26年度に向けた支援センターの事業としては、できるだけ身近に利用できる、そういう公共施設を利用して展開をしていくんだといった趣旨のお話ございましたと思います。

私は、この身近な場所として公民館、コミュニティセンター、集会場、公園、広場など、たくさん身近にあると思います。

ぜひ、区長さんなど、関係者と相談され実施をされていくことを要望いたします。

また、児童虐待や子育て放棄などを早く発見をし、相談活動をしていくことも大切だということが指摘されておりますし、そういった意味で、健康増進課で、現在もなされている健康相談や民生委員さんの活動とも連携されて取り組みを進めていただくよう、検討していただきますように、お願いを申し上げます。

さて、保育所施設の整備でございますが、保育所の統廃合を視野に入れた、保育所の建て

替えを進め、身近な場所で充実した保育サービスを受けることができるよう、各保育所、施設の整備を進めますというふうに記載をされておりますが、統廃合と身近な場所ということでは、矛盾している面がございますが、この点どんなふうにお考えであるのか。

また、この後期計画では、目標とする平成26年度には、現在と同じ6カ所で保育事業を通常保育事業を推進するというふうにもなっております。また保育所の統廃合を視野に入れたという点では、これもまた矛盾する計画となっていると考えますが、どのようになっているのかご説明いただきたいと思えます。

下村議長 花井保健福祉部長。

花井保健福祉部長 今年度から手がけております磐城第2保育所につきましては、隣接の土地を購入予定しており、200人規模程度の保育所を計画いたしております。尺土駅周辺であり、また人口の多い地域でもございます。

平成22年9月の入所人数は、磐城第二保育所で114人、磐城第一保育所で65人、當麻第一保育所で、60人でございまして、公立3園では磐城第二保育所が一番多く。また入所希望者の一番多い保育所でもございます。駅前整備が完了いたしますと、住宅開発が進み人口がふえることも予想され、今以上に入所希望が多くなるとの予想からの計画でございます。

保育所は、保護者が選べるため、大規模な新しい保育所を希望する人もあれば、小規模な身近な保育所を希望される人もおられます。また、過去からの経緯もあり、現在のところは、保育所の統廃合は考えておらないところでございます。当分の間は、現在の同じ公立3カ所、私立3カ所の計6カ所で続けていきたいと考えております。

今後、少子化が進み、利用者が極端にかたよった時点におきまして、もう一度検討いたしたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

下村議長 春木孝祐君。

春木議員 最後に、市長にお尋ねしたいと思えます。

ご存じのように、親が働くなどで日中いない場合、保育所は、子育てにとっては、なくてはならないものであり、市町村が責任をもって対処することが、児童福祉法にも定められております。少子化が進む中でも、この保育所の需要は高まるというふうに国でも予想をされております。

一方、行政のこの責任があいまいになる方向での保育所のあり方が、議論され始められているように思います。当初は、当分現在の6カ所で続けていくとの、今ご答弁をいただいておりますが、変更はございませんでしょうか。また、葛城第二保育所に子育て支援センターを併設するという新市建設計画は見直して、当分支援事業は、ほかの施設を積極的に利用することと、ソフト面での充実を図っていくというふうな方針であろうと思えます。

そうなれば、いわゆる人的な補強、職員の増員ということが必要になってくると思いますが、どのように考えておられますか。

この2点について、ご答弁をお願いしたいと思います。

下村議長 山下市長。

山下市長 まず、保育所の6園のままでいくのかということについて、お答えをさせていただきたいと思えます。利用状況もかんがみながら当分の間、6園で、6カ所で存続していきたいというふうに考えていると部長が答弁をしたとおりでございます。

それと、子育ての支援ということでございます。ことしの3月議会の前に、残念ながら県内の桜井市でDVによって子どもがなくなるというようなことがあって、そのときに、児童福祉課、そのときは児童福祉課ですけども、指示をして健康増進課、その他保育所、幼稚園、みんなに確認をさせて、葛城市内でそういう子どもがいらないということを確認をさせていただきましたけれども、その継続というか、子どもたちを安全に守っていく、子育てを支援していくということも含めて、どのような形態が望ましいのかということ、今思案、模索しているところでもあります。

こないだ、8月11日に、子育て福祉課、健康増進課、保健師も含めてですね。それと、幼稚園の主任先生と保育所の主任、それと家庭相談員と生涯学習課、これ呼びまして、いろいろと現状を話をしてくれという会をさせていただきました。そうすると、お母さん方の悩みというか、保育所の先生とか、そういうところで、夫の悩みを相談されたりとか、子育ての悩みはもちろんなんですけれども、いや、ちょっとうまいことってへんねんとか、もうどないしようかなと思ってんねんとかという話が出てくるらしいです。健康相談に来られたところでも、そういう話が出てくる。これは、もうちょっと由々しき状況というか、保育所の先生方は専門家ではないわけで、これを、じゃ、専門的に見てもらえる。家庭相談員の先生がいらっしゃるわけですけど、常時いらっしゃるわけじゃない。こういうことも含めて、葛城市として、そういう相談を受け付けられるような人を確保する、できるのか、できないのかということも、今考えておるところでございます。

これは、生涯学習課の話になるんですけども、ニート・引きこもりの対策も今やっている。でも、そこにいくまでに、家庭の不和が、また人とうまくコミュニケーションがとれない子どもたちが、育ててそうになっていくという状況も、少なからずあるわけでございますので、早い段階で子どものときに、何とか対処できるような体制というものを、葛城市で構築することができないだろうかというふうに考えております。

今すぐ、これをやりますという方針は出せませんけれども、子どもの子育ての支援ということの拡大で、そういうことも考えながら、今、1つに限定することなくいろんな地域を利用して、ということも含めて、どういうやり方がいいのかということも含めて、検討、考えてまいりたいというふうに思います。

下村議長 春木孝祐君。

春木議員 ありがとうございます。まさに、今市長が、既にそう児童虐待とか、子育て放棄ということが問題になるたびに、早期の発見・早期の相談活動ということの重要性も指摘され、そしてまた、地域でどんなふうに子育てをしていくのか、地域ぐるみの支援体制というものが常に問題になっているように、私は受け取っております。

そういった意味で、今市長が既に、やっているんだということでご紹介になりましたさまざま関係した人たちとの連携でもって構築していく、このことが非常に大切だと、改めて

市長のお話を聞いて感じました。

まさに地域ぐるみで育っていくということは、家庭においては、母親に任せるというのではなくて、当然、家族みんなで子育てをしていくんだということでは、先ほど、笑いも聞こえましたけども、父親のことが話題になったりするのは、極めて当然の成り行きじゃないかというふうにも考えます。

ぜひ、この子育て館に非常に子育て事業が発展していきますように、十分なお努力をされていますが、さらにいっそうご努力をいたさくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

下村議長 春木孝祐君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 18 分

再 開 午後 1 時 30 分

吉村副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長、所用のため、私がかわって議長の職務を行います。

よろしく願いいたします。

次に7番、藤井本浩君の発言を許します。藤井本浩君。

一問一答方式で行われます。

藤井本議員 私の質問は、新庄クリーンセンター残業問題と同じくクリーンセンターの運営改善委員会の報告についてであります。

まず、内部調査委員会として、平成21年1月に設置されました葛城市クリーンセンター運営改善委員会の調査報告が、先の6月定例会終了後の6月30日、我々議員に提示されました。そして、7月上旬葛城市のホームページに概要版という形で、市民に公表されております。この報告の内容、また中身についてご質問をさせていただきます。また、市長は、この報告をもって調査が終了したと、先の6月議会で発言をされています。よって、この問題の発覚以降、一連の流れについても確認をさせていただきたいと思えます。

さらに、今後の行方いわゆる懲罰委員会や進捗等、流れについてもお尋ねいたします。質問は、今、議長からありましたように一問一答方式を選択しておりますので、それにしたい、質問席より行います。

それでは、まず、内部調査委員会として設置されました葛城市クリーンセンター運営改善委員会の調査報告について、質問を進めてまいります。

私自身が過去2回にわたり行いました内部調査委員会に関する一般質問では、2回とも市長から答弁をいただいております。今回につきましては、内部調査委員の委員長、また委員の方からご答弁いただきますようお願いいたします。

まず最初に、21年3月、また21年11月の定例議会、一般質問におきまして、私は、内部調査委員会の進捗について質問をしてみました。私自身は、少々時間がかかりすぎているのではないかと。ファイナル宣言に期待しているというふうな意味合いについて述べてまいり

ました。

さらにこの問題については、葛城市の病だと思っていると、私は申しあげてきました。だから、その病に対して早く診断書を出していただきたいということをお願いして参りました。議事録を読み返してみますと、市長は、レントゲンでわかっているにもかかわらずそれ以上の検査をして、正確な答えを出したいと。まだまだ精密検査を行いたいというふうなご答弁を委員会の報告を受けて、私に対して答弁をされました。

ここで、質問をさせていただきます。2カ月前、22年7月に内部調査委員会の調査が完了して報告がまとめられました。この今の時期で、予定どおりであったのか。この時期でよかったのかということについてのお考えを述べていただきたいと思います。いわゆるこの問題の発覚後約2年がたち、また内部調査委員会設置後約1年半がたった、この時期に、この報告がまとめられました。市民の思いもいろいろあるでしょうけども、ご苦勞をかけたのは事実でございます。この辺についての、お考えを求めておきたいと思います。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 この件の問題につきましては、ただいま藤井本議員からおっしゃっていますように、過去にわたっての一般質問をされておるわけでございます。その中にも説明をそれぞれさせていただいているようでございますけれども、21年1月14日ですか、内部調査委員会が発足いたしましたして、それ以後、運営、改善にかかります調査に取りかかったわけでございますが、ご存じのように、その当時につきましては、議会内部での百条委員会が設置されておりまして、関係書類等が全部議会の方にあがっておったというような状況でございます。

したがいまして、それぞれ資料をもとに調査をしようと思いましても、関係の書類が議会にあがっておったわけでございますので、まずクリーンセンターの運営状況につきましては改善に取りかからせていただいたわけでございます。

それから、それ以後、百条委員会が昨年9月1日でございます。議会の方から、臨時議会を招集されまして、その終末を迎えられたわけでございますが、それ以後、告発された内容につきまして、議会の方でそれぞれ異議申し立てというふうなこともございまして、その部分が調査される間、約1月がございまして、我々の入手いたしました報告書につきましては、昨年の9月末だったというふうにご考えております。

それから、その資料を精査いたしまして事情聴取にとりかかるわけでございますが、10月のはじめ設定をしておったわけでございますが、関係職員の体調がすぐれないこと、またその当時、市議会議員、選挙も近づいておったわけでございますので、その辺、まず内部のそれぞれの関係職員からの事情聴取の書類を提出させまして、いよいよこれからだというふうなところにつきまして、今度は奈良地検の方に、さらに関係書類の押収等がございまして、それが11月5日であったかというふうにご考えております。

今現在、書類につきましては、手元に戻っておらないわけでございますが、必要書類だけをコピーをさせていただきまして、その資料をもとに、つきまして、それぞれ手分けをいたしながら、調査に取りかかったような状況でございます。何分、我々にあてられております権限と申しますのは、限られた部分がございます。また、仕事、仕事の合間でございます。

一生懸命、この部分につきましては、絶えず、早期にという思いの中で調査をさせていただいたわけでございますが、その取りまとめも含めまして、いわゆる仕事の合間、合間というわけにはございません。日曜日等出勤をしていただいた中での取りまとめ等々もございまして、最終的には、今年の6月24日に市長の方に答申をいたしまして、6月30日の議会の方に報告はさせていただきまして、7月上旬、概要版ではございますが、ホームページの方に掲載させていただきまして、市民の方々にお知らせをさせていただいているという状況でございます。

この時期につきましては、我々不慣れな仕事でございます。また、はじめての仕事でございます。また、ことに仕事の内容は慎重を期すという思いの中で、弁護士等も相談しながらさせていただいた中でございます。一生懸命やったわけなんですけれども、その結果が、6月末というふうな結果になってしまって、それが早かったか、また遅かったかという部分につきましては、我々としては精一杯やらせていただいたということだけしか申し上げられないというのが現状でございます。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 ありがとうございます。

関係書類がなかったというのが、一番の要因ですね。百条委員会もあった、また昨年5月末まで書類がなかったということ、また奈良地検に書類が押収されたと、本人も病気だと。だから、そういう中で、ご努力をいただいたけども、今になってしまったと。今までの流れ、このストーリーというものを私も、確認をさせてもらってきましたから、それなりのことは、理解はできますけども、市民というものは、この問題が発生して今日に至った。もう終わっているのと違うのというような市民の声というのも聞こえています。そういうことをご認識はしておいていただいきたいというふうに思います。

次にまいります。この報告の中身について、入らせていただきますが、564時間の過払いが推定できると。ほぼ検証できたというふうに判断をされております。しかし、不当利益による返還請求の民事訴訟を提訴するには障害が残ると、このように位置づけられたと、報告をされたわけです。

平成18年と、平成19年の2カ年におきましては、564時間の過払い金、勤務実態がないとされるこの時間、簡単に結構でございますので、この根拠とこの計算方法、どういうふうにして計算されたのかということについて、簡単にお答えください。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 我々、調査委員会が入手いたしました書類、約2カ月ほどの当該職員に対します行動の記録がございました。その記録と、それからタイムカード等々を精査いたしました中で、これは明らかに、勤務実態がないという部分を抽出いたしまして、それを約2年間、ひと月平均として算出させていただきまして、それを2年間、類推ということで推定させていただいて、ほぼこれだけだということをお断りさせていただきます。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 今のご説明につきましては、我々、また市民に配られた概要版じゃなくて、この報告書

という中で、記載されております。私も、それについては、確認をさせていただいておりますが、今のご説明、私が申しあげるとおりでいいかどうか。平成19年11月に、このひと月に29時間の勤務実態がない、俗に言う過払いが29時間があったと。平成19年11月に29時間というのを確認されております。そして、20年1月、2カ月後ですね。この月は、18時間の勤務実態がないという、過払いに該当するのを18時間。19年の11月に29時間、20年の1月に18時間ということをしたわけですね。これを合計しますと47時間。47時間、これは、残業代を払いすぎたんだということですね。これをふた月分ですから2で割ると、23.5時間になります。これが、1カ月の勤務実態、勤務が認められない残業だと、このように推定されたわけですね。これに、単純に24、2年分、23.5時間に24カ月をかけたのが564時間。こういうことですね。表現そのものというのが、こういう表現をされたというのは、私はちょっと納得できないんですけども、例えば2年間で、2年間3,024時間という異常な残業時間のうちの2割程度が認めにくいとか、例えば、500時間以上は、過払いがあったと推定できるとかいふんじゃなくて、ただ単に2カ月分の過払いがあったらうと、支払いのしすぎがあったらうというものを2つ足して2で割って、それを24でかけたものが564。これで間違いはないですか。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 ただいまの質問につきまして、若干、危惧いたしますのは、私ども議会の皆さん方には、それぞれ概要版ではなしに、もとの調査報告書という形で、提示させていただきまして、それをもとに今、ご質問をいただいていると思うわけなんです。

この問題につきましては、議会の取り扱いの中で、もう非公開という形で取り扱う。全体協議会でも読み上げることなく、それぞれが議会事務局にすえおいたままで、読んでおくという程度にとどめられたというふうに認識しておるわけでございます。ここには、傍聴席の方もおられますし、そのことにつきましては、今後、係争にも発展する可能性がございますので、その答弁につきましては、差し控えさせていただきたいと考えております。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 答弁を差し控えたいと、私、なぜこの部分を計算の仕方、2カ月分を算出して、それを1カ月に割って、そして2年間分に算出した分が564時間なんだという説明に基づいて、通常入れ込んで確認をしましたけども、それを認められないというのか、そこでは差し控えたいということでございます。ちょっと不思議ですけども、次に進めてまいりたいと思います。

そうすると、この564時間というのは、市民の皆にわかるように概要版ということで発表されているわけですね。この564時間と言うことについては。

この概要、報告された概要を受けて、この新聞に、各社の新聞に564時間の勤務実態なし、改善委員会が市長に答申とか、これは皆様読まれたらうと思いますけれども、564時間というのは、報告されたわけですね。きちっと出された。新聞もこういうふうに大きくクローズアップ、クローズアップというのか、掲載されましたですね。この報道ということについて、それじゃ、副市長がおっしゃるのだったら、質問しますね。

新聞がこの概要版に基づいて、こういうように載せたと。これは、これでいいでしょう。

私のところに情報として入ってきたテレビで、NHKの7月13日に放映されました、NHKですね。奈良ナビという番組で、これは市民の方から私に情報が入ったんですけれども、564時間の、新聞に載っているのと一緒にです。発表されたのと一緒に。564時間の実態のない勤務、残業ですね。過払いがあったと。金額にして約60万の過払いがあったと。このように報道されているわけですね。こういうことを聞き及んだけど、私は聞いたとき、そんなことはないでしょうと。金額まで知ることはないでしょうと。どこにも書いてないんですよ、60万というような数字なんかね。それが60万円の過払いがあったということをNHKは報道した。私は、それ、ほんとう、そんなことはないでしょうと。人間のことだから、私はそのテレビを見ていません。でも、人間のことだから、聞き間違いということや思い込みとか推測、まあ564時間、1時間当たり1,000円やろうと。推測というのがあるから。といふうな私は、気持ちですっと流していたんだけど、それ以降、県庁に行く用事があったので、NHK奈良放送局に伺いました。奈良放送局でそのお話というのか、そういうビデオを見せていただけるのかなというふうなことで、奈良放送局に行かせていただいたんですけども、ビデオは見せていただけません。原稿はお話することはできますということなんです。新聞と同じように、564時間の勤務実態なり過払いがあったって、それを金額に直すと、約60万円ということは放映したと、しゃべったと。それについては、賠償請求はしないんだと。この金額について、きちっとしゃべりましたと。その金額はどうされたんですかと言うと、記者が取材に応じてくれた市の職員さんが取材に応じてくれたので、それを放映したと。いろんなことを聞いたんですけど、まず、この60万円というのは正しい数字なんですか。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 先ほどの質問に対して、私自身は答えられないということに関しましては、それを否定しているわけでも何でもありません。その質問の趣旨が、議会のルールから言いますと、おかしいんじゃないかという話をさせていただきまして、答えられないというふうなことで、答弁させていただいたということでございます。

今回、私もそのテレビを見てないわけでございます。ある方から、その内容につきまして、今同じ意味での質問を受けたわけなんです。ここに報告書にありますように、時間は、特定しておりますが、その中身を申し上げますと、残業手当の部分と、それから本来勤務すべき勤務時間との合計がこれだ、というふうなことございまして、我々自身は、これをもとにこの報告書にも書いていますように、内部調査といたしましては、計算してこれだけの金額になっているということも検討したこともございませぬ。また、そういうことが、だれからかというふうなことも含めまして、私どもの秘書課の、人事課の職員にも問い合わせをさせていただいたわけなんですけども、だれもそれに対する取材を受けたかというふうなことにも、確認は取れませんでした。ですので、その60万が正しいか、正しくないかというのは、今現在もそれぞれ分析して、金額をはじいているわけでもございませぬので、その件につきましては、何と申しますか、どう答えていいと申しますか、我々の判断に苦しむところでございます。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 60万円というのは、NHKが放映したということは、副市長は確認したというか、理解があって、市民から情報を得たと。それで、企画になるんですか。担当に尋ねたらだれも言っていない。NHKさんに、私も名刺を持っていますけども、お会いさせてもらった意図は、市役所から聞いたというんでしょう。それでいくと、今副市長がおっしゃっているのは、NHKさんが勝手に言っているのかと、こうなっちゃうわけですよ。そこまで、やらざるべきものなのか、どうなのかわからないけども、NHKさんでは、市役所担当部で聞いたと、記者が聞いたと。このようになっておりますので、それは、NHKさんが、ここにもしおられたらどういうふうに思われるか。それは知らないけども、そういう答えでしたのでね。この件については、それで。

例えば、60万円云々が算出されてないということですけども、これがNHKの記者は、市役所職員さんから聞いたと、取材に応じてもらったと。このように、私はこれを問題にしているわけですね。と言ったはるわけですね。これが、例えば、そうだとすれば、私は大きな問題だと思うんですけども、その辺のご認識をお尋ねしたいと思います。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 その564時間ですか。これ自身が、60万円に該当するかどうかという分につきましては、何を根拠にどう申しておるかということ自身が想像がつかないわけでございまして、今先ほどおっしゃっていましたように、それが時間当たり1,000円になるのか、1,500円になるのか、それぞれ、まだ私どもも、その担当職員の給与自身を把握しておるわけでもないですし、それがどの範囲の答弁が正しかったのか、悪かったのか。またそれが間違った情報であったのか、その事実がどうであったかというのもわからない。このことに関しましては、自分の感想を申し上げると言われましても、なかなか申しにくい答弁になろうかと思えます。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 どなたがしゃべったとか、私は追求しているわけじゃない。NHKの方は、取材もしていないことはしゃべらないということをごんとして言うてはるわけですね。副市長は、そんな計算もしたことないのに、言うてないやん。そしたら、どこから出てきた、この60万円はということになりますけども、例えば、例えばNHKさんが取材に応じて、どなたかがしゃべっていたとしたら、それはない。しゃべっていたとしたら、私はその市の対応としてはおかしいと思うんですけども、それはどのようにお考えですか。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 どのようなシチュエーションでということ、その特定されたことにつきましても、金額等を、そこから本俸も推測されることをございしますので、それは決して答えてはならない部分だというふうに考えております。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 そのお言葉をいただきたい。これは、答えたらいかんことですよ。それで、本俸、給与がわかりますからね。かつ概要版にも、この報告書にも載ってない60万円。これが、だれも計算もしたことないとおっしゃったのがNHKで放映されているわけですよ。NHKさんの何とかチーフさんというんですか、まあまあ上の方は、報道に基づいてしかうちもしな

いと。こうおっしゃっておる。それについて、60万というのはテレビに流されたんだと。だから、それはそしたら、副市長の方で否定されますか。テレビで流されとるわけですね。うちは、何にも計算もしてないよと。せやけど、NHKさんは、取材に応じてくれたので放映したよと。こんなんずうっと話していると、私、進まないへんからもう終わりたいと思うけども、放映になったことそのもの自体に、どのようにお考えなのか。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 実際、私ども自身が、藤井本議員のように、NHKに行きまして、自分自身で確認したこともございませんし、どういうふうな報道されたかというのも今現在頭の中に浮かばない。どういうふうなシチュエーションの中で、それを言われたかというのも、まだ現在確認しておらないわけなんですけれども、報道に基づいてか、何の資料か、それは私わかりませんけれども、そのことに関しましては、それが、その60万円という部分が、個人のプライバシーとか、その部分には該当するかどうかというのは、今現在判断をしかねるところでございます。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 この件については、もうこの辺にしておきますね。ただNHKさんにも、やっぱり言わんなんところが出てくる、これやったらね。また、言っときますけども。それは、市長に言ってもらるか、だれかわかんないけど、私は、行ったら、そのように、私、1人で行っていません。ある方と一緒にいる。NHKさんがそのようにおっしゃっているんだから。それは、言うてもないことを放映したんかと、NHKさんに怒らなあかん。そうでしょう。こんな大事な問題を。副市長も、これ、答弁要らないから聞いてくださいね。そういうことがあったんだと、なぜNHKさんにそれ、言わなかったんですか、そしたら。うち何も言うてないのに、放映したらだめじゃないですかというようなことは、されてないでしょう、ね。答弁結構ですわ。意見だけ言っときますわ。これ、もうここでとめておきますね。時間なくなっちゃうから。

私の言いたいことは、わかってくれましたですね。NHKさん、私、言いますよ。私も話をしてきて、取材して、取材に基づいて放映しているんだということやからね。

また、元に戻りますけども、私はここへなぜ飛んだかということ、この2カ月間のこの君の残業の払いすぎの分、2年間のうちで2カ月分がわかったと。確認が取れたということですね。この2カ月分を足して、2で割って、それを24でかけたものだと。そういう金額は、抜きにして。私自身、それ自身が、幾ら推定とは言え、非常に荒っぽいやり方だなというふうには、これは推定ということで認められるのかどうか、それは、法的には私は知らないですよ。例えば、企業、お店屋さんにしても、2年間分の売り上げを出すときに、この月とこの月の売り上げは、例えば20万円の月があって、10万円の月があって、この2つはわかりました。1月15万円で2年間分をかけたものをバンと出されているわけですよ。これは、非常に荒っぽい、こういう特に市が公表するに当たって、荒っぽいやり方やなというふうには、幾ら推定ということがついていきますけども、考えているんですけども、その辺のお考え。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 前回、藤井本議員の質問の中にも、これは百条委員会としても中抜けはあったやると、それは、認定しているけども、時間の特定はできない。これは、だれにもできない。できるはずがない。せやから、これはもう処分のしようがないという趣旨のご質問をいただいておったわけなんですね。我々自身も、わかるだけの入手いたしました資料のもとに、今おっしゃってありました方法を用いまして、顧問弁護士等々も相談させていただきまして、ここにも記載しておりますように、民事訴訟法の提起した場合については、類推、推定等が認められておるといふうな中で、そういうふうな算出方法を用いまして、特定させていただいたという状況でございます。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 法律上、弁護士さんと相談をされて、法的に推定というものは認められる。こういうことですけども、ほんとうに2年間のうちの2カ月分しかわかってないものが、それを2で割って24かけたものが、2年間分だということは、それもきちとした数字で新聞等でこうやって大きく載っているわけですよ。あくまで推定ということはあるけども、私自身は、もう少し何とか、わからなければわからない。わからなかったらわからないというふうな形で、私が言ったと言うているように、もう少し表現の仕方というものがあつたのじゃないかなというふうに、この564時間と断定してしまうことによって、逆な問題というのが発生するんじゃないかなというふうに考えておりますけども、はい、続いて次にまいりたいと思います。

次も、この報告書に関する質問に入らせてもらうわけですけども、その前にちょっと報告書から外れますけども、聞いていた上で、次に入りたい問題があります。

この問題というのは、平成20年7月末ぐらいですね。新聞等で公になって、約2年前に公になったわけですね。それ以降、いろんな新聞にも掲載されました。順次いろんなことが掲載され、この中で、新庄クリーンセンターの残業問題というものを中心に表面化してきた中で、労働基準監督機関というんですか、監督署というのか、そこからの指導というんですか。あれだけ新聞に載ったんだから、公務員という地方公共団体というものに対しては、そういうのは少ないというのはわかりますけども、あれだけ新聞に載った中で、当局はどういう指導をされているのか。そんなのがあつたのかどうか。まず、お聞きしておきたいと思います。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 労働基準監督署からの指導は、20年10月10日に担当の課長がまいりまして。指導をしていただいた。その指導の結果、12月10日でございます。2カ月後でございますけれども、労働基準監督署の方に、三六協定、いわゆる職員間との協定が整いまして、提出をさせていただいております。それ以後、年度当初、3月末には、その当該年度の協定書を提出させていただいております。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 はい、わかりました。そういうこと、どういう指導があつたのかなということをお聞きしたかったんですけども、じゃ、三六協定ということの指導があつたわけですよ。

じゃ、次の質問に入らせていただきたいと思いますけども、この概要版ですね。これはインターネットに、ホームページに載った概要版。この6ページに、報告として地方公共団体

においても企業職や現業職に限っては、労働基準法の第36条の規定、いわゆる三六協定を締結する必要があったということで報告されているわけです。三六協定というのは、まず、私も、専門的にそんなに詳しくはないですけども、労働基準法は、公務員の人為的なあるいは災害が起きたとき、避けることができないような事由を除いて、正規の勤務時間を超えて労働させる場合には、地方体当局と職員で組織する団体が協定を締結し、労働基準監督機関に届けなければならない。これが三六協定であると。一番ベーシックな話ですけども。

この要するに、三六協定を結びなさいよというのが、労働基準の労働基準監督機関から指導があった。この報告の中で、三六協定を結んでおけばよかったというのはよくわかります。

しかし、この報告の中で、三六協定さえ結んでいれば、この自体は発生していなかった。全くなかったと。こう断定されているわけですね。これが、私はちょっと納得がしにくい。三六協定の弊害とか、悪用とかいうことも言われているわけ、あるわけですね。むしろ、時間外勤務、三六協定というものは結んどけば、結ばないよりは結んどくというのは、確かに1つの歯止めになるというのは、理解してますよ。歯止めにはなるけども、私の考え方としては、歯止めにはなるけど、この事件ていうんですか。一連の流れ、これは発生はなかったと断定されたところに、私は問題を感じた。むしろ、前に私が質問したら、市長はおっしゃられましたけども、時間外勤務や休日労働の野放しとかいうものについては、職員の健康や家庭に悪影響を与える可能性もあると。異常とも言える時間外労働や休日労働を野放しにせず、なくす、そういう努力をせなあかんというのが、私は一番大事で、その中の1つとして、三六協定と結んでおけばというふうに、ちょっと知識的に不足していたらお許しをいただきたいですけども、三六協定さえ結んでおけば、この事件、発生しなかったですか。そう断定されますか。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 この三六協定と申しますのは、いわゆる労働者に対しまして、雇用者側が過剰な労働を避けるための歯止めとして設けられたという理解をしております。したがって、今回、過去に雇用者側が360時間を超えて、いわゆる勤務さすこと自身が、やっぱり協約に違反するという自覚。お互いに相互の自覚がございましたら、適正な人事配置も行えたんじゃないかと。そのように理解しておりますので、今現在、この報告書に出されておりますように、それが守られておれば、このことが、起こらなかった大きな要因であろうと、そういうふうに考えております。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 今の表現は、私、正しいと思いますよ。三六協定があればこういうことが起こらなかった、大きなでもいいし、1つの要因であろうというのなら、それはそれでいいですよ。せやけど、この報告書は三六協定さえ結んでいれば、6ページですね。この協定が締結されていればですね。長時間に渡る時間外勤務といった、こういった自体そのものが発生しなかったものと考えます。いうのと、今副市長がおっしゃったように、大きな要因になったとか、1つの要因であったというのならわかりますけども、この三六協定だけで結んどいたら、この自体なかったんだと。そういう職場だったのかと。およそ、そうは思っていないし、やはり、

前に市長がおっしゃられたこと、ご答弁をもらった。努力は必要であったと。この文言というのは、なぜ入らなかったのかなというふうに考えますけども、しかし、大きな要因であったというのが、副市長、委員長としてのお考えなんですね。

それでは、時間も半分過ぎましたので、次に入らせていただきたいと思います。その、今申し上げている三六協定を結んでおけば、こういった長時間にわたる時間外勤務、要するに葛城市のクリーンセンター残業問題というものは、発生しなかったということをここで断じておいて、次に出てくる言葉を、私自身もちょっと納得できないので、お話ししようと思います。

次に出てくるのは、歴代理事者をはじめ、管理監督者及び人事、給与担当部局の全てが、法令を遵守すべき立場にあったにもかかわらず、こういった勤務態勢を是認してきたことは、甚だ遺憾なことであり、ここまではいいです。公人、公務員としての自覚に欠けるものと言わざるを得ない。まず、ここでお聞きしますね。この報告を読みますと、これは、第三者にご迷惑をかけることないから、報告から言いますけども、昭和34年時代、収集業務が始まったころのことから、報告されているわけですね。長期にわたる。だから、この歴代理事者は、要するに、いつからの歴代理事者なのかということ、私はお尋ねしたいわけですが、今申し上げているように、昭和34年の話から載っている。収集業務はこうやって始めたんだという、懇切丁寧に説明されているわけですね。しかし、その中で、いろんな問題があった。そして、それをその当時の方々がクリアされてきたと。しかし、今現在、今までも、こういう問題が残っているんだと。こういうふうなあまり中身について言うなということですから、言わないけども、その中で、何遍も言いますけども、歴代理事者をはじめ、管理監督者及び人事担当者、公人公務員としての自覚に欠けるものと言わざるを得ない。だれとは、言えないのかわからないけど、この報告は非常に長いスパンになっておる。昭和34年というと、私まだ生まれてない。50年以上も前の話です。この公務員として、自覚に欠けると言わざるを得ない時代というのは、いつからのことをさされているのかお答えください。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 私も委員長という立場であるわけでありまして、特に旧新庄町時代のことに關しましては、わからないわけなんです。しかしながら、その関係者が、事情聴取した結果を取りまとめさせていただいて、こういう表現になったわけなんですけれども、まず第1点に言えることは、この概要版にも書いておりますように、労働基準法を遵守するという意志があれば、このようなことにもならなかったというのも一因でありましょうし、また労働組合というものがあつながら、この概要版にも続いて書いていますように、ともすれば、合併以後につきましては、部長制がひかれまして、そこでちゃんときっちり、労働組合との取り決めもまたその内容も周知されたこともあろうかと思つては、以前は、もう直接、重要なものにつきましては、理事者の方と、労働組合の方々の取り決めがされておつたとか。また、14年ですか、既に、旧新庄町時代には、問題がございまして、条例化された手当ての問題も、それ以前は、取り組みがなかつたというふうなことも聞いておりますし、その辺から総合して、やはり公務員として法令を遵守し、執行すべき立場にあつたという自覚が、

欠如していたというふうな表現をさせていただいておるわけでございます。それ以後の現在、そのほか、違う表現ですね。管理監督者、世間が問われる。これは、あくまでも懲罰の対象になりますよ。我々自身も含めまして、これは懲罰としての対象になります、管理監督責任はまぬがれないと、そのような表現でございます。この部分につきましては、懲罰の対象にもなりませんし、あえてこのような表現をさせていただいたということでございます。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 今質問したと違うお答えをいただいているわけですね。私は、これは、長年のスパンでこの報告をなされていると。いつの時代からの歴代理事者とか管理監督者のことを述べられているのかということです。今、内容について、次にいこうと思ったけど、先に答えていただきましたけども、それはちゃんと聞きましたけど、いつの時代からですかということをお尋ねしているのです。

これ、中身を知らん人が読むとそうでしょう。歴代理事者は、ぱっと中身を飛ばしているということですよ。公務員としての自覚に欠ける者と言わざるを得ないと、こう断じているわけでしょう。だから、もうそれだったら、どなたのものさしでそういうふうにしたのか知らないけど、いつの時代、この報告書そのものが、15年、20年の間のことだけを書かれているんだと。例えば、この18年、19年のことだけを書かれているのか。50年以上前のことが書かれているから、いつの時代からの歴代理事者のことをおっしゃっているのかということを知っているんです。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 この概要版にも記載されておりますように、この始まりは昭和34年というふうなことで、ある方々の公務員としての採用というよりも、やはり請負業務、いわゆる委託業務を出すというふうな形の中で、仕事が始まったというふうに聞いております。しかし、実態はあくまでも雇用という形での、雇用契約に基づいてやっておるわけでございまして、雇用ということでありながら実態は、請負業務的な取り扱いでずっときていたという延長があったというふうな供述がございまして、それに基づきましての判断でございますので、私自身認識しておりますのは、昭和34年の当初から、本来は職員として採用しておりますのんですけれども、その業務が終わる、請負業務的なことでの取り扱いになっていたと、そのような皆さん方の供述に基づきまして、これをまとめさせていただいたということでございます。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 今、副市長が、昭和34年当時のことは、今おっしゃったように、ちゃんとした報告版にも載っているわけですね。そのことは、あまりふれないようにしようと思ったけども、副市長自身もやっぱり話をする中でおっしゃった。そこでは、例えばいろんな問題があって、当時の言葉にもありました。歴代、その当時の例えば、クリーンセンターができた当時の町長は、これはもうはっきり言うたら、足高町長さんですね。足高町長さんなんかは、いろんなことを変革するために、所長に厳しく言っていたという証言まで載っているじゃないですか。そうやっていろんなことを解決されてきたわけやね、ですよ。それを今の、今現在、こうして問題になっている。まだ残った問題はいろいろある。その問題が出てきたので、今のも

のさしを持って、その当時の、昭和三十何年ですか。4年ですか。クリーンセンターもないときに、集配、ごみ集めをしていた。そんな人らのことを、そのときやっていたら、理事者の方、ここに載っているんだしたら、何なんですか。管理監督者、おっしゃるように、勤務態勢を認めてきたということについて遺憾であると、ここら辺まではいいでしょう。せやけど、公人公務員としての自覚に欠ける者と言わざるを得ない。私は、そのとき、そのときの時代というものがあるから。

今やっておられることが、20年先に、やっぱり変わってくる。50年間のずっとした歴史をひとまとめにひとくくりにして、それで、今の方のメンバーの方のものさしで、公務員としての公人としての自覚に欠けると、この表現、今、副市長がおっしゃったけども、この人らは、懲罰にかかん人やねん。かかん人やから、そういう表現や。懲罰にかかる人が、具体的に言わなあかんねん。だから、管理監督責任とか、懲罰にかかる人については、管理監督責任とかで、管理監督責任をまぬがれるものではないとか、ないとかというより、管理監督責任ばかりですね。懲罰にもうかかることはないですしょう。もう何ぼ言うたかて、言葉おかしいかもわからないけども、文句も言うてきよらへんやろ、という人のことは、公務員としての自覚に欠ける者と言わざるを得ない。これが市民に、もうわたってんねん。もう一度聞きますけども、これ、ほんまに、それでいいと思いますか。その当時のことを、どんだけわかったものさしでやられたのか。いやいや、しっかりしたものさしで言ったと。あまりもう時間がないので、あまりもうこれ以上聞かないけど、お答えください。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 ここに記載させていただいている昔の事情につきましては、今まで歩んできた中には、長い歴史があって、その当時は、そういう形で採用されたもんだと。始まったもんだと。そのこともふれておかなければならないと思いますし、これは、歴代それぞれの理事者の方、担当の方も含めまして、いろんな業績はあろうかと思えます。しかし、これは、クリーンセンターの問題に関する内部調査ということでございますので、この部分に関しましては、先ほど申しました理由の中で、公務員としてはもうちょっと配慮に欠けていた。やはり自覚が欠落していたと。この表現で、我々の意見として、取りまとめさせていただいたということでございます。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 もう、時間あんまりないから、もうこの辺でおきますけども、ご存じのように、私も近い人がそこに。それは置いといたとしても、置いとくというより、せやから言っているんです。せやけど、新庄町の方で努力してこられた過去の34年言うたらだれですか。当時の町長さんとかいうのは。そんな人らをひっくるめて、この場では、公人公務員としての自覚に欠ける者と言わざるを得ないというのは、考えとしても、訂正できない、こういうこといいんですね。議事録に残りますよ。いいんですね。最後にもう一回聞いておくけど。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 先ほど、申しましたように、この部分につきましては、クリーンセンターの運営改善に関する報告ということでございます。それぞれのその時代を担っていただきまして、活躍いた

だきまして、現在の葛城市に、我々が運営させていただく、この功績につきましては、決して忘れるものではないわけでございます。しかしながら、こと、クリーンセンターの歩みということに関しましての報告ということになりますと、この表現が我々、ここだけが違っておるのはなぜかということに関しましての、重々、討議をさせていただきました結果、この表現がせざるを得んというふうな結論に達しまして、こういうふうな取りまとめをさせていただいたということでございます。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 この部分については、私なりの意見を申し上げたつもりですけども、これは、かえられないんだと。委員会としての意見なんだと。すばらしい今の方のものさしではかった表現なんだということで、この部分については、終わっておきたいと思えます。

残り約10分ですので。約50分、今までずっと、約2カ月前に、最終報告とされたこの報告書について、述べてまいりました。

新聞等にも残されていますこの報告書を受けて、これを市長に送って、市長が懲罰委員会というものに諮問をされて、懲罰にかかるという作業に入っておられると。こういうことで、それが終わって、この問題というのは、一応の、一応のというのか、終了するファイナルとなると思う。このように思っております。今後のことについて、若干ですけども、お聞きしておきたいと思えます。

懲罰委員会というものができております。これが、先ほど6月何日に、報告をされて、もう既に2カ月以上たっているわけですね。それが、まだその懲罰とした、ちゃんとした形で出てきてない。出てきてないわけですね。今、現状、まず懲罰委員会、どのような状況になっているのか。簡単に教えてください。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 市長に6月24日付に、先ほど申しましたように、報告、いわゆる答申をさせていただいたわけなんですけれども、市長の方は、7月9日でございます。懲罰委員会に審議が依頼されたわけなんです。あの当初、私が委員長として、それを遂行するというふうな思いでおったわけでございますが、議会等も含めまして、懲罰の対象になった者が、その委員長をもってというふうなご意見もございましたので、急きょ、委員を入れかえるというふうなことで、学識経験者2名をもちまして、今現在、我々が外れまして審議をされております。

過去3回程度、開かれておるようでございます。本来ならば、もっと早くというふうなことも我々自身は、先進地の事例からみましても、3回ないし4回程度でもう結審するだろうというような思いを持っておったわけなんですけれども、なるべく早くというふうな思いで答申しておりますんですけれども、まあまあ委員自身が新たにかわられたというようなこともございまして、結論は、今のところ、私どもでは推励できないというような状況でございます。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 この委員会が進めてもらっているということですね。規定上、私らが持っている規定の中で、言わはるように、副市長が委員長になるんだというふうに規定されておるわけですけど、

実際には違うわけですね。答えられないですか。どなたが今委員長なんですか。どなたかと、名前を出してもらわなくても、どういう方が。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 弁護士の方でございます。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 答えが出るのは、まだわかんないと。もう大詰めの段階にきていると。そういうところも、何も言えない。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 私自身が、その中に入ってあるわけでもございませんし、またその指示をしているわけでもございませんので、それぞれ委員の皆さん方の協議の結果だというふうにご理解いただきたいと思います。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 懲罰委員会のことは、それは答えられないですよ。申しわけないです。

最後にお聞きしたいことがあります。この新庄クリーンセンターのいろんな問題というものがクローズアップされてきて、葛城市にこういう問題があるんだというのは、もう奈良県でも有名になっている。特に、この2年間という、18年、19年。大きく当時、新聞でもクローズアップされてきた中で、今般、事件発生後、事件というか、発覚後、2年間かけて、かけてというか、時間を要して、こういうされたと、方向を出された。この中には、新庄クリーンセンターのいろんな問題が、あったんだと。それを解決するんだと。それが市長がおっしゃっているクリーンセンターをクリーンにと、するんだと。まあ一定の成果があったのか。ということだろうと思います。

私は、そういうことをお聞きしているんじゃないで、この問題となっている例えば、18年、19年ですね。トラブルがあって、職場環境が非常に悪かったと。悪かったと。もう、読んでいだけで、こんなとこで、ほんとうに仕事ができるのかなというような、断定というか、されている部分もありますよね。その中で、公務員だから市民に迷惑をかけてはならない。例えば、この18年、19年、問題となっている18年、19年だけでもいいから、焼却業務がとまってしまったんだとか。何か悪いことが発生した。障害が出たとか、市民の方に迷惑をかけたとか。職場関係、このクリーンセンターそのものの環境がよくなかったという断定の中で、この間に、市民に対して迷惑をかけるようなことがあったのか、なかったのかということをお聞きしておきたいと思います。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 尋問の中でも、そのようなことを問いかけられた方がございました。市民に迷惑をかける、かけやんということに関しましては、それぞれの思いがあろうかと思えますし、あってはならないというのが、本来のやり方なんですね。ですので、市民に迷惑をかけたという部分につきましては、運営上の問題とそれから、今現在の業務形態がほんとうによかったかと、いうことも踏まえて、それがよかった悪かったという総合的な判断につきましては、この問題が提起されたから、よくなかったであろうとしか言いようがございません。ごみの運営に

つきましては、それとは別に、全体の行政、それぞれの仕組みを含めまして、よくなかったであろうと、そのことを含めまして、それぞれ調査委員会、議会でもございますし、内部でも改善すべきところは改善させていただきまして、それを契機によりよい方向に結論が出ていったというふうに考えております。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 だから、よい環境じゃなかったんだということは、ずっとおっしゃておる。だから、よい環境じゃなかった中で、例えば、業務、例え半日でもストップしてしまったとか、そういうことはなかったのかということ、もう時間がありませんので、そういうふうなところまでいったことはなかったのか。想定できますよね。

1つの会社、よく新聞に載っているやないですか。いろんな関係が悪かった。だから、こういう弊害が出たと。市民に、お客様に迷惑をかけたんだと。こんなことがありましたというのが、一般的なこんな報道とかに載ることでしょう。こういうことがなかったのかということをお尋ねします。

吉村副議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 皆、それぞれ職員が、懸命に問題が起こらないように、それぞれ対処していただきまして、大きな取り立てた運営上の問題はなかったと、そのように思います。

吉村副議長 藤井本浩君。

藤井本議員 最後、ありがとうございました。職場環境が非常に悪いという中で、皆が協力し合って、問題はなかったということですね。もう時間がございませんので、最後にいたします。

市長に、もう答弁求めませんが、市長にお願いをしておきたいというふうに思います。私自身、ほんとうにこの問題は、葛城市の病だということは何度も市長にも申し上げてきました。早く、病であるなら早く治してあげてくださいと申すこと申し上げてきました。ここまで来て、後は、懲罰委員会にかけて、どういう結果を出されるかということでございます。どうか市民が納得するような答えをもって、この問題が葛城市としてファイナルとなることをお願いをいたしまして、私の一般質問を、あと2分ありますけども、終わらせていただきます。

吉村副議長 藤井本浩君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時29分

再 開 午後2時40分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に10番、溝口幸夫君の発言を許します。

10番、溝口幸夫君。

一括質疑方式で行われます。

溝口議員 議長のお許しをいただきましたので、民主党溝口、一般質問をさせていただきます。

昨今、非常に皆さんには、お騒がせいたしております14日に行われます民主党の党首選挙、総理大臣を選ぶ選挙でございますが、非常にこれ、毎年、4年間9月に行われていまして、

実は、もう各地方自治体にも大きな影響を、要するに、予算編成に対する影響とか、現在の経済情勢、経済活動に対する影響とか、来年4月にあります地方統一選挙の影響とか、大きな影響というのは、世界的に見て、毎年総理大臣が変わる日本という信用性の問題ですね。このあたり、重々市会議員ですが、責任を感じております。前段にそういったことを述べまして、お詫び申し上げます。

私の一般質問は、6月から採用されました一問一答方式からちょっと、私の質問内容からして、一問一答で追求するような内容ではございませんので、今回、一括質疑をさせていただくことにしました。

質問内容は、市政運営のあり方ということで、実は、私、市会議員になって1年目なんですけど、過去の5年間の葛城市の市政の運営のあり方、それから、山下市政になって、ちょうどこの10月末ぐらいで折り返し点というふうに判断しまして、市長の任期が全うされるころに、今からする質問を投げかけても、少したの外れ、それと、市長にお気持ちを整理していただいたり、やる気をもう一度出していただくためには、この時期が最適なタイミングではないかと思って、今回、市政運営のあり方ということで、お尋ねしたいと思います。ですから、当然ながら、私がしゃべる時間よりも、市長の思いをとうとうと述べていただくということに期待しております。

市政、私が判断するに、2つの大きな事業といいますか、役割があるんじゃないかと。私は常々、地方自治体のあり方、これは、要するに、村民とか町民とか市民、県民とかいう、ひとくくりの人たちがやれないことをみんなのお金を出し合って、組織化してやっていただくというのが、自治体のあり方、基本的なあり方だと、私自身は認識しております。

ここで、2つの事業のあり方というのは、1つは、要するに、公共事業。これは、皆さんご存じのように、道路をつくったり橋をかけたり、学校を建てたりというような、要するに、みんながほしいなと思うことを皆さんのお金でやろうと。その運営・推進・実行をやるのが、自治体の大きなあり方だと思います。これが、公共政策、公共事業政策だと思います。それともう一つは、市長が市長になられるときに、山下和弥政策案という5つの大きなビジョンを立てられて、市長選挙に臨まれ、市民の皆さんの指示をいただいて市長になられ、2年間、市長の職務を全うされてきています。

その中で、やはりもう一つの大きな事業というのは、市民の生活に直結した事業、要するに、安全とか安心とか安住とか、そういうことだろうと思います。この2点に関して、大きく分けて、公共的な事業の推進、それと市民生活を守るといった事業の推進に分けて、市長のこれまで2年間、実施されました市政運営をこの地点で少し反省していただいて、どれだけの成果を生んだのか。そして、やり残すものは何なのか。あと残る2年余りの期間を通じて、山下市政として、やり遂げよう、成し遂げようというものがどのような課題なのかというのをこの地点で整理していただいたらどうかと思います。

そこで、私は、先ほどから、急に私の一般質問の中に、別に頭の中でしか考えてない一般質問なので、つらつらと今回の皆さんが行われます、私を含めて7人の方の一般質問の内容を見ますと、ほとんどが2番目の市民生活直結の政策に近いものだと思います。このあたり

が、やはり市長のほんとうの5つのビジョンに直結するものが、やはり市民生活にかかわるものが多いことが表現されていますので、このあたりを重点にお答えをいただきたいと思
います。

それと、この5つのビジョンを成し遂げようと、やろうというために、今回2年間、努力
されたと同時に今後残る2年間のうちに、実は、私注目しているのが、市長がやられた実績
の中でタウンミーティング、それから、大字懇談会、非常にまめに私はやられているのでは
ないかなと思います。ただし、そのまめにやられているタウンミーティング、大字懇談会、
これらは、先ほどから何回も言いますように、市民生活のほんとうの声、市民のほんとうの
声を吸収、収集する場だと思いますが、このタウンミーティングや大字懇談会で得られた市
政への、要するに、どう言いますかね、市政運営の中で生かしていこうといういい意見、そ
ういったことをどのように生かして、市政に反映してきたか。こういったことも、実は、私、
4年間おりませんでしたので、紹介していただきたいなと思います。

それと、もう一つは、非常に葛城市になって、要するに大字、今区長というのと、大字と
いうのは、ちょっとアンバランスですけど、何々区という表現の方がいいのかもわかりませ
んが、今大字ということで、要するに、市民の皆さんの生活エリアをくくられていますので、
その大字ごとにおられる区長さん、僕は、私は八川におりますが、非常に熱心で、非常に大
字の住民の方たちの意見を収集したり、活発に集会を開いたり、されている実態を見まして、
区長会とのかかわり、このあたりもぜひ、山下市政で、新たに取り組んでこられたとか、新
たに、市政と区長会とのかかわりについても、この連携をお聞きしたいと思います。

それから、最後に残された任期、これ、あと2年間なんですが、この2年間の中で、今ま
であげられたビジョンに対する今までの反省と同時に、これから取り組もうというものが明
確に整理されておれば、そこを紹介していただくと同時に、やはり私、葛城市を見ていて、
いろんな事業を展開されていて、10年前、10年前じゃないなあ。平成16年に合併したときに、
2町の代表が出席して、合併協議会をつくって新市計画をつくりあげました。この新市計画
の要するに、推進、完結というのが、もうじき、平成26年を迎えようとしています。ここで、
やはり市長が、市政運営の中で、新市計画に対する今後の取り組み方、現在の考え方をお聞
きしたい。それと、残された任期の間で、今やろうとするこの、はっきり言って、この5つ
のビジョンというのは、4年間に有効に効力のあるこれは、市民との約束事ですので、よく
言われるマニフェストです。あまりマニフェストを使いたくないんですが、マニフェストで
す。ですから、このあたりの成果、それから、今後取り組むべき思い、そして、その新市建
設計画をいかに推進し、完結しようとしているのか。そういったことを、ぜひとも、このち
ょうど折り返し地点で、お聞きしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

再質問は、質問席から行いますので、市長よろしく願いいたします。

下村議長 山下市長。

山下市長 溝口議員の質問にお答えをさせていただきます。まず、私が市長になってから、ちょうど
おっしゃるように、10月31日で2年となるわけございまして、その折り返し地点での市長
の思いと、また今までできたことできなかったことということで、ご質問をいただきまして、

ある意味、自分自身のこの2年間を振りかえることができるのかなと思いつつ、いろいろと考えさせていただきました。また、後ほど自分自身の、どのくらいの成績が残せたんやろうかという自分自身なりの判断というのは、お答えをさせていただこうと思うんですけども、まずどのようなことに着手をしてきて、どのような事業をしてきたのかということをお答えをさせていただきたいなというふうに思います。そのような機会をいただいこと、感謝をいたしております。

まず、市民の皆様と一緒に取り組む新しいまちづくりということで、市民活動を支援する補助金制度というものを、ことしの7月からですか、始めさせていただきました。まだ、一律上限20万円の、というところで募集をいたしまして、1年目としてはまだ4件ということでございますけれども、これが浸透することによって、これからいろんな手を挙げていただく方が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

また、今年、葛城市のバイオスタウン構想というものを作成をさせていただきました。なかなかスケジュールどおりいくのかというと、厳しいところというものもありますけれども、できるだけ新炉の建設ということにもあわせて、葛城市のごみの減量化、また葛城市に存在するリサイクル可能な資源をどのように有効活用していくのかということも含めて取り組んでいかなければならないというふうに考え、現在担当部署に指示を出しながら、その方向性また取り組む順序等を練らせていただいているというところでございます。

また、市民の安全・安心というところですか。また、これは、市民活動の利便性の向上というところでございますけれども、インフラ関係の整備といことで、長年、悲願でもあったというふうに思いますけれども、尺土の駅前の周辺整備事業に着手をさせていただき、今は、地権者と担当部署とが話し合いをさせていただきということで、今着手に入ったということでございます。

また、仮称ですけども、道の駅の基本計画、これも策定を進めるべく、検討委員会を招集し、また市民公募という形でワーキンググループ、20名前後というところに対して、まだこれから選定、選考という形になるんでしょうけれども、46名の応募があったわけでございます。その中で、仮称道の駅の中身というものを市民とともに練り上げていくように努力をしていきたいというふうに考えております。

また、事業としては新庄の駅前通り線、いわゆる街路事業でございますけれども、いよいよもう詰めの年になってまいりまして、今年度の完成を目指して、鋭意担当者が、地権者と交渉し、工事発注に向けて努力をしておるところでございますし、また、JR大和新庄駅の周辺地域の土地再生整備計画ですね。区画整備組合のところでございますけれども、これも議会の皆さんにご報告をさせていただいたとおり、現在進んでおりまして、今年度事業終了を目指し、現在努力をさせていただいているというところでございます。

また、継続事業等の中で、これも長年悲願でありました疋田本線という、この道路も私も先輩からずっと交渉をさせていただいてたところでございますけれども、最終的に地権者に了承をいただきまして、ようやく道路は完成をいたしました。ただ、あと信号機がついておりませんので、大きな事故は1回だけあったというふうに聞いておりますけれども、あと大き

な死亡事故等が起きないように、早く信号機をつけるように、今、警察署、奈良県警の方にもお願いをし、予算はとおってあるというふうに聞いておりますので、早期、工事ができるようにお願いをしておるところでございます。

また、合併後、新市建設計画に基づいて、これも先輩方から引き続いてのお話でございますけれども、特にこの新市建設計画、合併特例債を使う中で、一番今まで先輩方から、また私も受け継いで、力を入れてきたのが、小中学校の学校施設の地震補強、大規模改造というところでございます。

平成22年度末では、改修を要する棟の約8割近くの改修が済むこととなります。耐震化率としては、22年度末で87.2%になる見込みでございます。また、こちらはソフト面でございますけれども、子育ての支援面としては、乳幼児医療の助成として、平成21年度から入院と歯科診療分に限ってではございますけれども、小学校の終了時までの助成を実施してまいりました。また、老朽化が進んでおります磐城第二保育所の新築するための実施設計を今年度中に行い、より安全で快適な保育環境の確保、保育施設の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、中学校の教育面というところでは、今まで、芸術鑑賞というところに補助金を出させていただいておりますけれども、中学生に対してのアンケートの結果、夢がない、また自分のことが嫌いだというお子さんが奈良県の平均よりも、全国の平均よりもかなり高かったということにショックを受けまして、教育の中身に我々がくちばしを突っ込んで、ああせえ、こうせえというのは、できませんけれども、側面から何とか支援ができないかなということで、考えましたのが、ゲストティーチャーということでございます。来週9月17日でございますけれども、日本コカコーラの会長の魚谷会長に新庄中学校また白鳳中学校の生徒に向かって、講演をいただく。また以後、スポーツ選手なり、そういった方々の夢を語っていただく、子どもたちに夢を持ってもらえるような事業というものに関しまして、市の方は側面から大いにバックアップをしていきたいというふうに考えております。

情報公開というところでございますけれども、主な事務事業を市民の皆さんにできるだけ公表をさせていただき、各事業が提供しているサービスの内容を理解していただくとともに、市役所の業務をまたさらに洗い直して、必要なもの、不必要なものを拡充すべきものなどの判定を市民皆さんにさせていただき、事務事業市民判定会を今年12月に実施すべく現在、担当課が取り組んでおるところでございます。

また、平成21年度からは、市民の皆さんと市長が、私が直接対面し、気軽に何でもお話しすることができるタウンミーティングの実施であるとか、また市内の44か大字全てにお伺いをして、各大字がかかえておられる問題点や課題、市政の意見交換などを行う大字懇談会を実施してまいっております。開かれた市政と市民皆さんとの協働のまちづくりということを積極的に進めてきましたし、これからの進めていこうと考えております。この中で、大字懇談会の中で、それを市長はどのようにこれを市政運営の生かしていこうとするのかというお話に、ここでちょっとお話を挟まさせていただこうと思いますけれども、44ヶ大字回らせていただいて、1年目で1,500人以上の市民の皆様とお話をさせていただいたわけでございます。

そして、その中で、特に多かったご意見というのは、やはり利便性の向上ということと、安全・安心のまちづくりということとについてのご要望でございました。

その中で、2つほどお話をさせていただきますと、利便性の向上ということで、お話が多かったのは、尺土の駅、早く着手してよと、広場をつくってよというお話でございましたので、これは先ほども申し上げましたとおり、現在着手をし、それを25年度完成を目途に努力をしておるところでございます。それをお話をさせていただいておりますし、また、安全・安心という中で、特に山手の大字で、多かったお話というのは、いのししによる被害、これが1年目に回ったときには、市長聞いてよと、毎年毎年、一生懸命丹精込めた野菜、作物を、あつという間にいのししが来て蹂躪をしてしまうんやと。我々取り分何もなくなってまうねんと、どないかしてくれという話を大字懇談会で聞かせていただきました。そして、それを担当課と相談をして、つくらせていただいたのが、山手の大字を中心とした15か大字で作りあげました協議会ですね。鳥獣害の防除のための協議会、これをつくりまして、奈良県でははじめての一大作戦に取り組んだわけでございます。葛城の山麓、また二上山の山麓、それを柵で、道・川以外は全て封鎖をしてしまおうということで、大字の皆さんにかなりしんどい目をしていただいたと思うんですけども、去年で15キロ、今年で、残り5.5キロを、その柵をつくらせていただくということで、イノシシによる被害、なくなったとはいいいませんが、かなり軽減をされたというふうに喜んでいただいている。こういうことが大字懇談会で直接話を聞かせていただいてよかったことなのかなというふうにも思いますし、またこれからも、いろんなご意見をいただきます。それを市政運営に参考にさせていただき、また、いろいろとお話をいただいた答えを早く出せるように努力もさせていただきたいなというふうに思います。

続いて、情報化施策の推進面で、特に私が、力を入れてきたというか、今現在取り組んでおるところが、ITコストの削減ということでございます。これは、葛城市、毎年毎年どのくらいITのコストがかかるのかということで、算出をさせますと、約3億円のお金がかかると。特に、住基関係でどれくらい掛かっているのかというと、1億5,000万ぐらいの費用がかかっています。ということです。これは削減できへんのかと言うたら、なかなか厳しいというときに、私も勉強、あちこち行くのがあれなんで、あちこち行って。その中で、いいヒントがあった。それは、山形県で7つの市と町で取り組んでいる。今まで葛城市と同じように、サーバーを庁内において、つかっていたら維持管理コストがかなり費用がかかる。それをその地域は、山形県の置賜地域というところですけども、サーバーをある企業において、自分とこに置かず、その情報の使用量に応じて料金を払うというシステムにすれば、3割から5割の削減になった。これをぜひ、葛城市もやりたいということで、近隣の市町村長に私は、声をかけました。そして、7つの市と町がそれに応じてくれまして、そして1月14日に協議会を立ち上げということになりました。その中で、みんなで協力してやっていこうというところまで、ようやくこぎつけて、あとは業者を選定をして、みんなでどれだけの削減ができるのかということに、これから取り組んでいくわけでございますけれども、これでもうまくいけば、3割4割の費用が削減されるかもわからん。削減された費用は、住民福祉の向

上のために、やはり使わせていただくように努力をしていきたいというふうに思っております。

その他、組織、機構面では、平成21年度には、先ほどからもお話がありましたけれども、新庄クリーンセンターでの職員の勤務態勢の改善をさせていただき、ごみ収集感覚が、特に新庄地域の中心部あたりですけれども、不均衡なごみ収集をされていたところに対して、均一のとれた収集体制を確立をさせていただき、また古紙回収日というものを設定をし、資源ごみの回収を増加をさせていただいた。また、今まで、いろいろと報告書の中に出ていた体制であったので、昼からもしっかりと仕事をしなさいよということで、し尿の収集班にも、浄化槽の点検指導という仕事を与えて、浄化槽の適正な個人、個人の家庭の運用であるとか、管理、それに資するように努力をさせていただいておる。また、今年度からは、新庄、當麻両庁舎の市民窓口課というものを設けて、そこに管理職が中心ですけれども、窓口の案内係というものをつくらせていただいて、そのレファレンスの強化というものを図らせていただいて、まだまだあいさつが足らんやないかとか、というお叱りの言葉を受けますけれども、1つずつ進めさせていただいているのかなと、市民満足度が高い市政運営ができるようにちょっとずつですけれども、努力をさせていただいていると思っております。

また、葛城市の知名度アップを図っていきたいということで、いろいろとお話いただきましたけれども、昨年度、平成21年度には、マスコットキャラクターのれんかちゃん、これを作成をし、平城遷都1300年のマスコットキャラクターのせんたくんのガールフレンドという位置づけでいろいろと葛城市のPRを行わさせていただいております。

きのうもうちの職員の中で、PTプロジェクトチームというものを組んでもらっていますけれども、私には報告とかいろいろと全てがないわけですけれども、それでもいろんな活動をしていただいています。そして、きのうもヤフーのニュースで、何だか今度のMIですか、に、れんかちゃんも出るということで、トップの方に出てたというふうに聞いてますけれども、きのうだけでもホームページ1,300件以上のアクセスがありましたし、キャラクターがブログをやったり、ツイッターをやったりということで、経済産業省の方からも注目をしていただいている。日本全国からいろいろと注目をいただいているというふうに思っております。こういうことを通じて、葛城市の知名度を上げていくように努力をしていきたいというふうに思います。

また、市民の皆様を守るといった防災面におきましては、就任以来、災害時の応援協定というものをとにかく早く結ぶようにということで、奈良県で、これは一番最初にさせていただいたんですけれども、奈良県農業協同組合との災害の支援協定を、またNPO法人のコメリさんとは、災害対策センターと災害協定、またダイードリンコともこないだ災害協定を結ばせていただいたわけです。そういう葛城市として、防災時、災害時のときの備蓄食料、水の確保ということはもちろんですけれども、市内にある企業であるとか、店舗であるとか、そういったところから優先的に資材、資源を回してもらえるように、努力をさせていただき、また建設業協会とも協定を結んで、災害時には出動いただき、重機を出してもらおうというような協定も結ばせていただき、市民の安全・安心というところに資するように、努力をさせ

ていただいております。

また、上下水道事業をはじめとする各特別会計事業につきましては、県下有数の低い公共料金という形で、葛城市は、住民の皆さんにとって、非常に料金的なところでも、非常に住みやすいまちだと思ってもらえるように、まだまだ私のアピールがへたなものですから、それが県内外にとどろいてないと思いますけれども、しっかりそれをアピールしていきながら、葛城市に居を移してもらえる人たちをふやしていけるように、努力をしていかなければならないなというふうに思っております。

そして、これからの目標ということでございますけれども、税収をふやすという意味で、現在操業中の企業の継続ということはもちろんですけれども、新たに工場建設ということをお願いをしたり、企業誘致に努力をしていく。このことを引き続きさせていただきたいと思っておりますし、また葛城市、特に旧當麻地域というのは、自然がたくさん残っている歴史文化遺産がたくさん残っている、これがやはり観光業を振興していくことが大事なんであろうというふうに思います。

当麻寺を中心として、相撲発祥の地であるということをしかりとアピールをして、今、日本相撲協会がああいう体たらくでございますけれども、もう一度相撲発祥の地というところで、お互いに協力できることがあれば、協力をし合いながら、そこでも葛城市のアピールをしていく。そういったことを、また葛城市には、二輪菊日本一の生産地であるとか、酪農、これが奈良県で一番たくさん残っておるとか、いろいろと有利な部分があるわけでございますけれども、それを継承していく人を育てる、またそれに携わる人たちにも喜んでもらえる葛城市にある商工業も振興していく、また観光業もそれによって、潤っていくという拠点として、やはり道の駅というものを整備をしていかなければならない。先ほど申し上げましたけれども、市民の皆さんから出てきたそのアイデアというものを具現化し、それを議会の皆様とともにお諮りをさせていただきながら、葛城市の10年後、20年後の発展のために、その施設というものを利用し、それを葛城市の大きな夢と将来への起爆剤という形にしていきたいなというふうに思っています。

それ以外に、数々、今先ほどから申し上げているような尺土駅前の開発であったりとか、そういったことで、住宅需要の喚起であるとか、住み良さをアピールして、たくさんの方に葛城市に住んでもらう。そういったことを通じて、葛城市の税収をアップしていく方法をやっぱり考えていきたい。また、ソフト面では、先ほど言いましたように、磐城第二保育所の建てかえ、また午前中の一般質問のお答えにもあったように、子どもの育成ということにやはり力を入れていかなければならないだろうと、目に見えない心の病、そういったところを行政はどうやってサポートしていくのか。それをどういう体制で子どもたちを守っていくのか。仕事ができないニートと言われる人たちをサポートしていくのか。これも行政、腰をすえて、しっかりと考えていかなければならないというふうに思います。

また、先ほど言いましたこれもIT関連の予算の削減ができれば、乳幼児医療の医療費の助成の拡充であるとか、妊産婦検診が今年度で終了しますけれども、これも1つの選択肢として、その原資となるものかどうかということも含めて考えていきたいなというふうに思い

ます。

今、いろいろとお話をさせていただきましたけれども、まだまだ道半ば、これを一歩ずつ着実に進めていかなければならないし、うちの副市長以下、職員がほんとうに一生懸命に知恵を出して、またここに居並ぶ議員の皆様を知恵をいただきながら、市民の声を聞きながら、それを1つずつ前に進めていくことが私がこれから2年間やっていかなければならないことであろうと思っております。

今、いろいろとこういうことをやりました、こういうことをやってきたというお話をさせていただきましたけれども、これ、全て私1人の力では成し得なかったわけでございます。ですから、自分自身の仕事として何点やんねんと言われれば、気持ちとしては100%の思いでやってきたつもりでございますけれども、実績としては、まだ50点、60点なんだろうというふうに思います。

これから今までどおり、いろいろと先輩たちが残してこられたこの葛城市のすばらしいよきところ、それをしっかりと継承していきながら、後世によりよきものとして、伝えていけるように、私も市民の幸せづくりの応援団長として、努力をしてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

下村議長 溝口幸夫君。

溝口議員 時間的にたっぷりしゃべっていただきましたので、私が質問した折り返し点での、市長の現在のお気持ち、それと成果を反省を交えて述べていただきました。

私は、なぜこの機会にこういったことをするかと言いますと、1つは、今まで一般質問をずっと聞いてきますと、ほとんどがソフト事業に対する、要するに先ほど言われました市民の安全・安心・安住という、そういったことに関する質問が非常に多い。ということは、やはり市会議員たる者は、やはり直結して市民の皆さんの声を聞いてきてますから、それにつながるものだと思います。

そこで、実は、市長が今まで、市長になって、こんなことをやろう、こんなことを課せられている。それは、課せられているのは、当然ながら、新市建設計画、これはもうありありと昔から合併した当時に計画された公共事業及びソフト事業でありますから、当然ながら課せられたこの事業を、それと同時に市長が今までやりはじめて、道半ばで完成させようという制度的な問題とかもあると思うんですね。例えば、今午前中の一般質問でありました。私非常に関心ある環境問題ですね。これは、将来の日本にとって大きな課題になるし、世界的な課題にもなると思います。偶然、我が市は、新クリーンセンターの建設という大きな事業をかかえています。この機会を逃さずやはり、こういった廃棄物に対する市民の考え方をかんかする。制度化する。新しい仕組みをつくる。これはもうほんとに、今がチャンスだと、私は、思います。

そういった中身、それから先ほどずっと述べられた中で、非常に関心があるのは、昔から、當麻町時代、新庄町時代、多分、同じことを同町のいろんな方が思いをお持ちだし、述べられてきたのが、歴史文化遺産の有効利用なんですよ。これは少なくとも、今我々が生きてい

る時代の人たちがつくりあげるものじゃなしに、やはり脈々と日本人の心を訴える、そういったものが宝として、私はほんとうにあると思います。私は、出身は福岡県ですので、今から約40年近く前に、大阪に出てきました。非常にこの地というのは、愛すべき地だと思っていますし、ほんとうに宝を生かし切れてないなという部分が、私は、ここだと思っています。ぜひとも、今後の市長の市政運営の中で、生かしていただきたい私の望みというのは、環境問題の集大成、それと観光資源を生かしたまちづくりですね。これらは、少なくとも増収にもなるし、要するに費用を持ち出さないというコスト削減にもなるわけですね。ごみが減ればそれだけ、簡単に言えば、ごみが減ればそれだけ燃料が減るわけですから、そしてCO₂の削減につなげるわけですから、非常にそういったことの着目点というのはほんとうに転がっていると、私は思います。

ぜひとも、このあたりは、完成していただきたい。

それで、1つご質問と、1つは、私の質問というよりも、こんなこと考えたらどうですかということの答えをいただきたいんですが、実は、今述べられたことというのは、今我々18人の議員が聞いている限りであって、市民皆さんには発信されていない。ただ、要するに月々に出る広報では、こんなことやります、こんなことやります、予算はこれだけです。非常にわかりにくいんですよ。市民皆さんに。ぜひとも検討していただきたいのは、市長が言われた、今述べられた中身と、これからやろうとする事業の展開等をパネル化して、例えば1階のあのフロアは、大変立派な空間をお持ちなので、あそこにパネル化して、例えば進捗を示すとか、ああこんなことは今からやろうとしてはることやな。こんなこと、こんな地点までやってきたことなんだからと、これはちょっとパネル化するのが、非常にお金がかかるのであれば、ホームページ、ありますよね。ああいうところにそういったセクションを設けて、系列的に、2年間やってきたことを、あと2年間でこういうことをやり遂げようとしていること、例えば、新市計画でも、ほんとうに市民の皆さんはわかりにくいんですよ。どこまでやられていて、何をやろうとしているのかと。このあたりをやはり市民目線で発信していくと。そして、市長の言われる協働のまちづくりに対する意見も、例えば大字懇談会であれを見たら、何か意見がかわってくるかもわからんし、いろんな要望の焦点も変わってくるかもわからない。これは、思いを、私、参考で、私の思いを述べましたが、もし取り組んでいただければ、市民の皆さんに対して、今やっている行政のあり姿、現在、こういうことを手がけ、こういうことを成し遂げました。こういうことを利用してください。そして、今後こういうことをやろうとしています。というような発信をできる手立てを考えていただきたいなと思いますが、その点はどうでしょうか。

下村議長 山下市長。

山下市長 今、いろいろとご意見もいただいて、新クリーンセンターのこと、歴史文化遺産の有効利用ということ。それと先ほど答弁もれが1つあったと思うんです。区長会ということですけども、いろいろと協力をいただきながら、区長会との関係ということだけちょっと先に述べさせていただこうと思うんですけども、葛城市は、奈良県の他の市町村に比べて、区長会との関係がかなり緊密であるということです。コミュニティが失われているという昨今で

すね。これだけ、大字というか、区というか、それが活発にコミュニケーションを取っていただいているという意味では、大字の役割というのは、大きいんだろうなというふうに思いますし、その市との行政との関係が、緊密であるといことは、より身近に住民の方も大字を通して、行政というのを感じていただけるこれ、すごく大事なことですし、1つの今のあり方が全ていいという形ではないですけれども、大きな可能性をはらんでいるというふうに思います。これより発展だせていくことができるのか。じゃ、どういうふうにして発展していけばいいのかということは、またこれから検討していかなければならないとおもいますけれども、区長会の皆さんと連携していきながらまちをつくっていく、それは大事なことなんだろうと、私は今のところ考えておるといことですね。

また今、市長が考えておること、今までやってきたこと、これからやろうとしていることをパネルにして見せたりとか、ホームページ等で見せたりしてはどうかというお話をいただきました。確かに住民の皆さん方に私が、メッセージを伝えていく大字懇談会、または議会の中での施政方針演説、ホームページ等々、あるわけですが、みんなに情報をお伝えをしていくという方法が、確かにおっしゃっていただいたような方法もあるんだなというふうに思います。お隣の大阪府の柏原市の市長さんは、今までの今取り組んでいる事業から何から全部パネルにしてその進捗状況であるとか、これは中止になったら中止って書いてパネルに貼ったりされておりますので、それも1つの参考なのかなとも思います。おっしゃっていただいたことを、いますぐこういうやり方でやりますということは言えませんが、何らかの形で、住民に私の思い、メッセージということ伝えていくことも、重要なことなんだろうと思いますので、考えていきたい。検討させていただきたいというふうに思います。

下村議長 溝口幸夫君。

溝口議員 もう質問、一括方式なので、最後にやはり市政運営のあり方について、私の意見といいですか、そういうことを述べて終わりたいと思います。今回、市長の任期の折り返し地点に、こういったことを整理していただくと同時に、やはりまずは、葛城市の発展のために新たな気持ちでやはり取り組んでいただかなければいけない。それと、やはり自分がその市長になったときの、その思い。そういったものをやはりもう一度思い浮かべていただいて、情熱を傾けていただきたい。というのと、やはり平成26年に新市計画の終結をしなければいけない。非常にタイトなスケジュールの中で、大きな事業が残されているということもありますので、市長、若さもありますし、バイタリティもあるように見えますし、ぜひとも積極的に取り組んでいただいて、葛城市将来、発展するために、是非とももう一度、自分の気持ちの上で、喚起していただくことを、望みまして、私の質問を終わらせていただきます。

下村議長 溝口幸夫君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、13日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後3時31分